

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月30日
【事業年度】	第27期(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山守男
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経理財務本部長 茶谷喜晴
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経理財務本部長 茶谷喜晴
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月
売上高 (千円)	-	-	-	-	7,412,028
経常損失 () (千円)	-	-	-	-	89,009
当期純損失 () (千円)	-	-	-	-	149,949
包括利益 (千円)	-	-	-	-	149,625
純資産額 (千円)	-	-	-	-	776,932
総資産額 (千円)	-	-	-	-	1,701,467
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	227.91
1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	-	-	43.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	45.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	19.30
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	74,075
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	5,928
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	70,316
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	224,002
従業員数 (人)	-	-	-	-	80
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(121)

- (注) 1. 第27期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 4. 第27期は当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。
 5. 従業員数の()書きは、臨時従業員数の年間平均人員を外書で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成23年 4月	平成24年 4月	平成25年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月
売上高 (千円)	6,281,066	6,405,447	6,171,003	7,653,139	7,419,807
経常利益又は経常損失 () (千円)	154,600	22,457	7,443	145,406	66,592
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	219,409	6,196	28,073	123,824	127,532
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	634,728	634,728	634,728	634,728	634,728
発行済株式総数 (株)	34,090	34,090	34,090	3,409,000	3,409,000
純資産額 (千円)	768,463	774,660	802,733	926,557	799,025
総資産額 (千円)	1,849,058	1,532,562	1,509,129	1,722,807	1,722,282
1株当たり純資産額 (円)	22,542.21	22,723.98	235.47	271.80	234.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	6,781.43	181.78	8.24	36.32	37.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.6	50.5	53.2	53.8	46.4
自己資本利益率 (%)	26.18	0.80	3.56	14.32	14.78
株価収益率 (倍)	-	141.93	39.59	34.50	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,548	32,685	12,262	70,456	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	229,293	44,402	32,347	21,775	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	258,900	121,628	67,558	28,483	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	165,078	55,168	142,811	219,975	-
従業員数 (人)	81	80	79	85	80
(外、平均臨時雇用者数)	(179)	(167)	(145)	(135)	(121)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第27期については、連結財務諸表を作成しているため、キャッシュ・フロー計算書に関する数値及び持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成25年11月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 平成25年11月1日付で1株につき100株の株式分割を行っておりますが、株式分割は平成25年11月1日を効力発生日としておりますので、第23期、第24期、第25期の発行済株式総数につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。
6. 第23期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期、第25期及び第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 第23期及び第27期は当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。
8. 配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。
9. 従業員数の () 書きは、臨時従業員数の年間平均人員を外書で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和63年 6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として「日本テレホン株式会社」を設立 ・電話加入権および電話機レンタル事業を開始
昭和63年11月	・日本電信電話株式会社と販売パートナー契約を締結
昭和63年11月	・三井物産株式会社との業務委託契約により、関西テレメッセージ株式会社の無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務開始、以後各地域別に代理店事業を開始
平成 2年 6月	・首都圏への本格進出に伴い東京支店（現 東京本社）を開設 ・三井物産株式会社との業務委託契約により、日本移動通信株式会社の移動体通信機器および付帯サービスの取扱いを開始し、以後順次各第一種電気通信事業者の取扱契約を締結 ・携帯電話レンタル事業および市外電話サービスの取次事業を開始
平成 5年 2月	・電話加入権販売事業を開始
平成 5年 8月	・株式会社ツーカーホン関西と代理店基本業務委託契約を締結
平成 5年 9月	・本社を大阪市北区芝田から大阪市北区梅田に移転
平成 6年 4月	・携帯電話機器の売切り制導入に伴い、携帯電話販売事業を開始
平成 7年12月	・一般第二種電気通信事業者 届出、簡易型携帯電話（PHS）販売事業を開始
平成10年12月	・古物商許可取得
平成11年 4月	・通信費削減ユニット「サイバーポート」を商標登録
平成13年 3月	・固定通信サービスの申込が出来るWEBサイト「電話引くドットコム」を開設
平成15年 2月	・情報通信ショップ（「e-Booomショップ」）の展開を開始
平成15年 5月	・本社を大阪市北区豊崎3丁目19番3号 ピアスタワー15階に移転 ・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において二本社制とする
平成17年 2月	・東京本社を東京都渋谷区代々木から東京都新宿区西新宿3丁目2番4号 新和ビル2階に移転
平成17年 4月	・ジャスダック証券取引所（現 東京証券取引所）に株式を上場
平成17年12月	・（財）日本情報処理開発協会によるプライバシーマークの取得審査に合格し、同マークの使用認定を受ける（認定番号：第A580012（01）号）
平成20年 8月	・本社を大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー 9階に移転
平成20年11月	・従来からの移動体通信端末機器の販売に加え、新たな分野と商材開発への取組みとして、中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
平成22年 4月	・ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ に株式を上場
平成22年 7月	・中古携帯電話機「エコたん」の取扱いに関するフランチャイズ加盟店の募集を開始
平成22年10月	・既存の情報通信ショップ「e-Booom」の3店舗において、店内併設の専門ショップとして「イー・モバイル」キャリアショップを開設
平成22年11月	・株式会社 光通信との間において、資本・業務提携に関する基本契約を締結し、同社を割当先とする第三者割当増資を実施、資本金 5億9450万円から6億3472万円となる
平成23年 6月	・情報通信ショップ「e-Booom上新庄店」を専門ショップへの転換に伴い、「ウイルコムプラザ 上新庄」としてリニューアルオープン
平成24年 2月	・情報通信ショップ「e-Booom溝の口店」を専門ショップへの転換に伴い、「イー・モバイル 溝の口」としてリニューアルオープン
平成24年12月	・一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会と各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約を締結
平成25年 4月	・直営店の再編成に伴い、情報通信ショップ「e-Booom」5店舗、専門ショップ18店舗、中古携帯電話機を専門に取扱う「エコたん」専門店2店舗を含め25店舗となる
平成25年 7月	・東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年12月	・プライバシーマークの更新審査に合格し、5回目の同マークの継続使用認定を受ける（認定番号：第21000084（05）号）
平成26年 9月	・中華人民共和国 香港特別行政区において、中古携帯電話機の販路と仕入ルートの拡大を目指すべく連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立
平成27年 4月	・直営店の再編成に伴い、情報通信ショップ「e-Booom」4店舗、専門ショップ13店舗、中古携帯電話機を専門に取扱う「エコたん」専門店3店舗を含め20店舗となる

- （注）1．平成16年4月1日の電気通信事業法改正に伴い、電気通信事業者に対する第一種、第二種の区分は廃止されております。
- 2．電話機レンタル、無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務、および市外電話サービスの取次に関する事業は、現在行っておりません。
- 3．情報通信ショップ（「e-Booomショップ」）とは、全ての移動体通信事業者の商品と電話加入権の販売を始めとする固定通信サービスの取扱い、並びに中古携帯電話機の販売と買取を行う店舗であります。

4. 専門ショップには、「ドコモ、エーユー、ソフトバンク、ワイモバイル」の4つの移動体通信事業者ブランドによる独立した店舗があります。
5. 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末(たんまつ)」、安価で経済的な「エコノミー端末(たんまつ)」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。
6. 平成27年4月30日現在の専門ショップには、「ドコモ2店舗、エーユー2店舗、ソフトバンク5店舗、ワイモバイル4店舗」の4つの移動体通信事業者ブランドによる13店舗の専門ショップがあります。

3【事業の内容】

当社グループ（当社および連結子会社）の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業の内容につきましては、事業の部門別に記載をしております。

当社グループの事業の内容は、国内におきましては、移動体通信関連事業および固定通信関連事業の他、当社と海外子会社において、中古携帯電話機の売買等を行うリユース事業を中心としたその他の事業となっております。

(1) 移動体通信関連事業

当事業は、大きく分けて移動体通信サービスの利用申込取次業務と移動体通信端末機器の販売業務の二つから成り立っております。

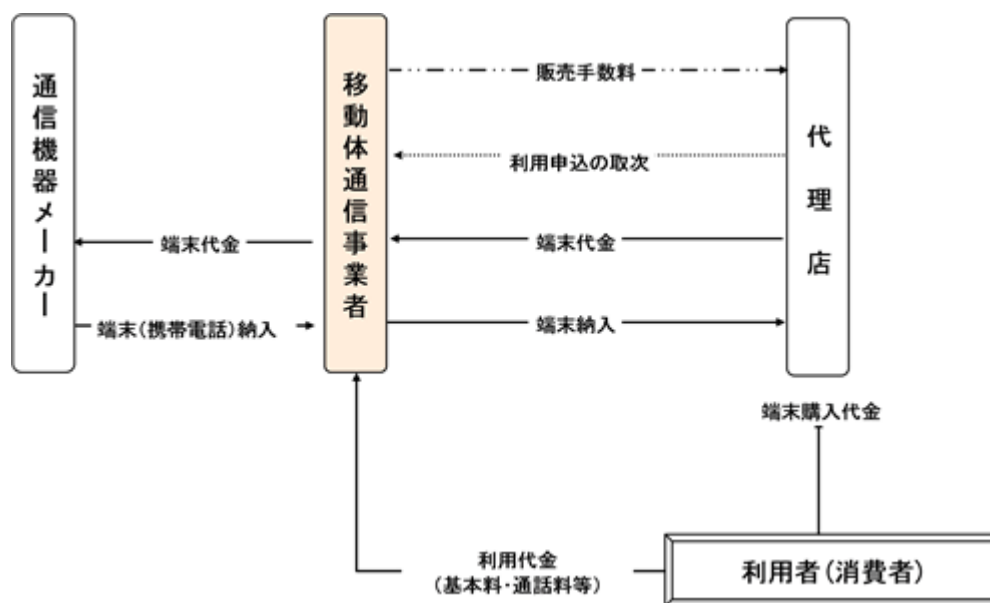
移動体通信サービスの利用申込取次業務とは、移動体通信事業者、または代理店との間において締結された代理店契約に基づき、消費者からの各移動体通信事業者に対する通信サービスへの利用申込を取次ぐ業務であり、一方、移動体通信端末機器の販売業務とは、消費者が利用申込みを行った通信サービスの提供を受けるため、当該事業者から提供される移動体通信端末機器を消費者に販売する業務のことをいいます。

当事業は、移動体通信事業者、または代理店から移動体通信端末機器を仕入れ、消費者が利用申込みを行った移動体通信事業者への同サービスの利用申込みの取次ぎを行うと同時に、消費者には移動体通信端末機器の販売を行っており、消費者からは移動体通信端末機器の代金を、移動体通信事業者等からは、取次いだ利用申込の成立に応じた販売手数料等を収受しております。

また、移動体通信端末機器の販売チャネルといたしましては、当社が直接運営を行う直営店での販売が主な販路であり、不特定多数の消費者に同サービスの取次ぎを行うと共に、移動体通信端末機器の販売を行っております。

また直営店は、複数の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「情報通信ショップ」と、特定の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「専門ショップ」の二種類に分類され、専門ショップにおいては、特定の移動体通信事業者の顧客に対するアフターサービス等の業務を行っております。

[移動体通信端末の流通ルート]

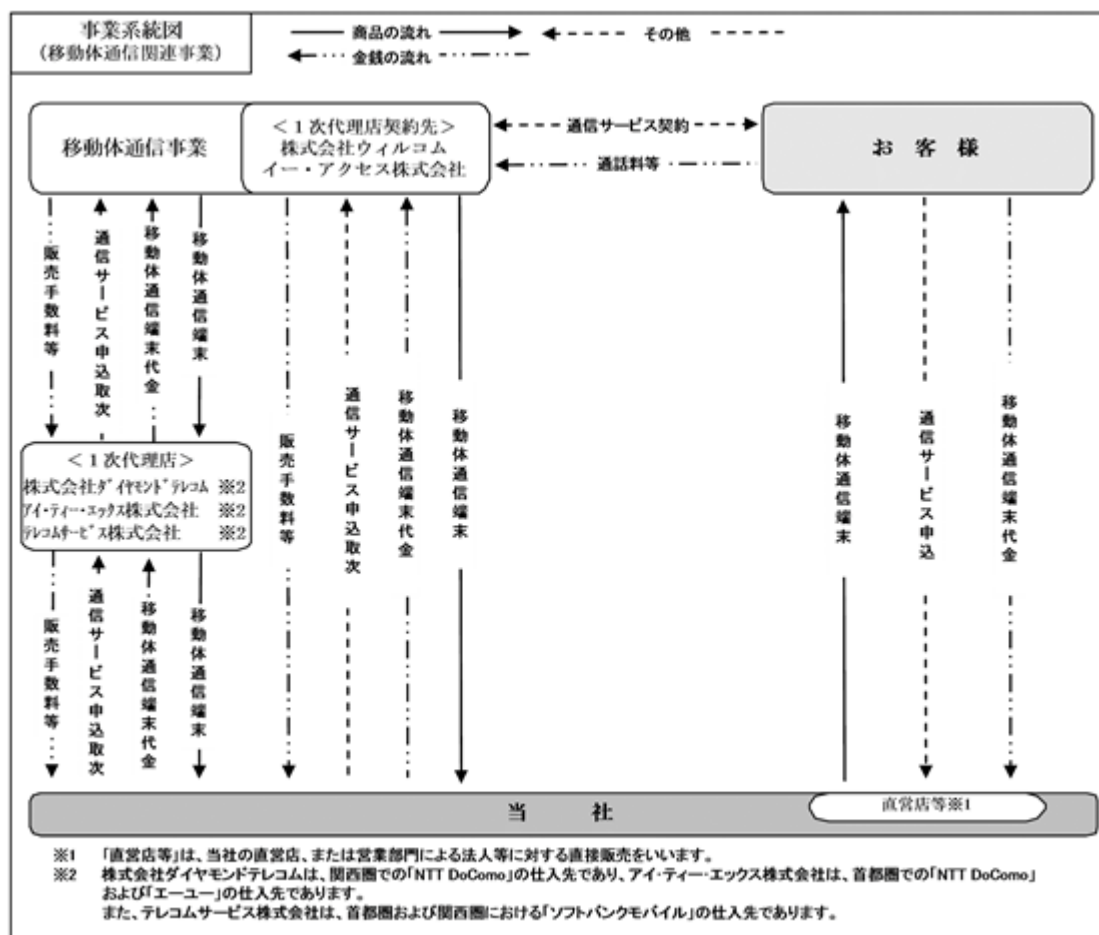


[販売手数料等の種類]

種類	内容
基本手数料	移動体通信端末機器の販売台数等に応じて受取る手数料
基本インセンティブ	機種にかかわらず、移動体通信端末機器を販売する毎に受取る手数料
数量インセンティブ	移動体通信端末機器の販売台数に応じて基本インセンティブに加算される手数料
特別インセンティブ	機種別や店舗別に設定された目標販売台数をクリアすること等、上記インセンティブに該当しない要因で受取る手数料
継続手数料	自社経由で販売された移動体通信端末機器のユーザーが、携帯電話事業者を支払う基本料金および通話料に応じた手数料

(注) その他、アフターサービスに対する手数料等があります。

移動体通信関連事業における事業系統図は、次のとおりです。



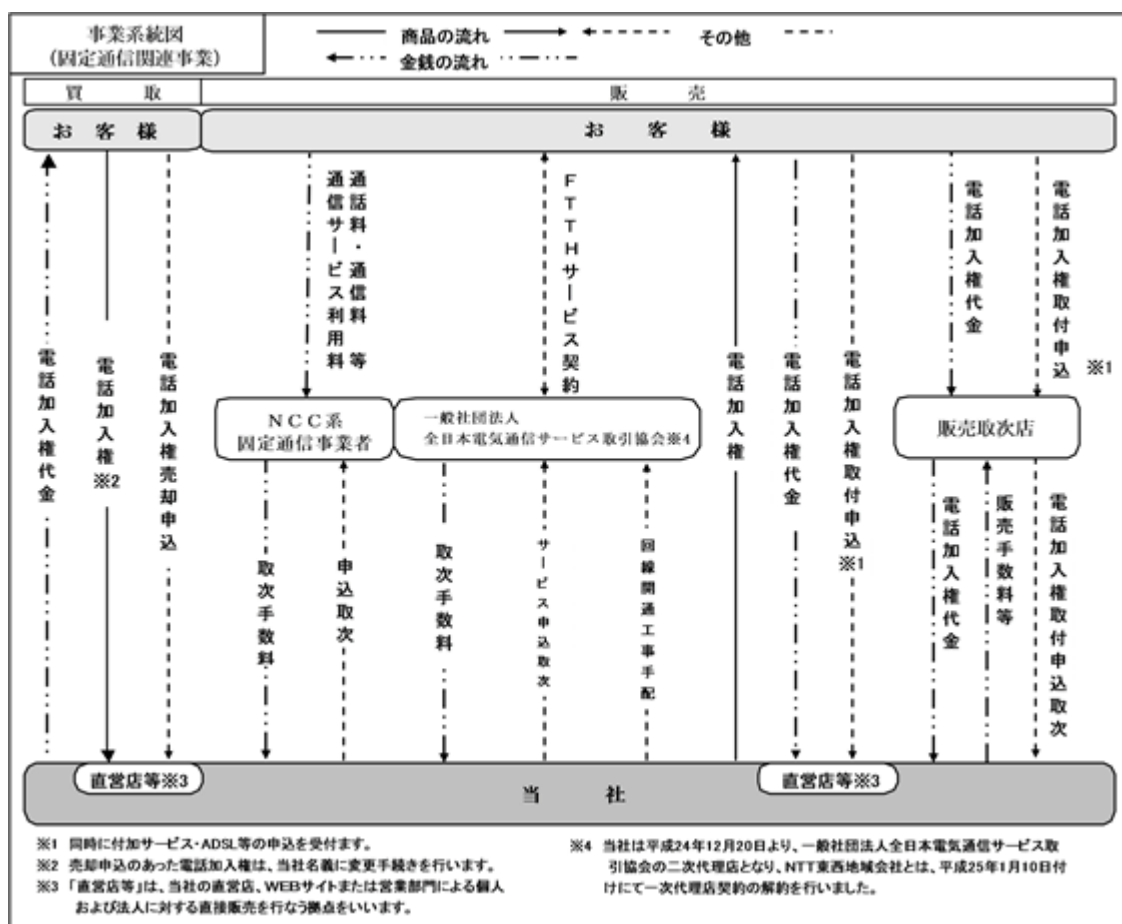
(2) 固定通信関連事業

当事業は、F T T H (注1) や A D S L (注2) を始めとした高速大容量の通信サービスを個人や法人からの要望に合わせ各電気通信事業者に取次ぐ他、直収電話サービス(注3)等の電話加入権料(施設設置負担金)を必要としない固定通信サービスを同様に取次ぐことにより、受取手数料を得ることをビジネスモデルとした事業の他、電話加入権が不要になった不特定多数の消費者から電話加入権を買取り、これを必要とする消費者に廉価で販売する二種類の事業から成り立っております。

F T T H や A D S L の取次ぎにおいては、N C C 系固定通信事業者(注4)等の電気通信事業者や、その代理店である一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会と代理店契約を締結しており、同サービスへの加入取次契約数に応じた受取手数料を得られる仕組みとなっております。

- (注) 1. F T T H とは、「Fiber To The Home」の略で、各家庭に光ファイバーを直接引き込み、高速の通信環境を提供するサービスをいいます。
2. A D S L とは、「Asymmetric Digital Subscriber Line」の略で、電話線を使って高速なデジタルデータ通信を行う技術をいいます。
3. 直収電話サービスとは、N C C 系固定通信事業者が N T T 地域会社から電話の加入者線設備自体を借受け、基本料金を含む全ての電話サービスを N C C 系固定通信事業者にて提供するサービスをいいます。
4. N C C 系固定通信事業者とは、1985年4月に電気通信事業が自由化されて以降、新しく第一種電気通信事業に参入した事業者をいいます。

固定通信関連事業における事業系統図は、次のとおりです。



(3) その他の事業

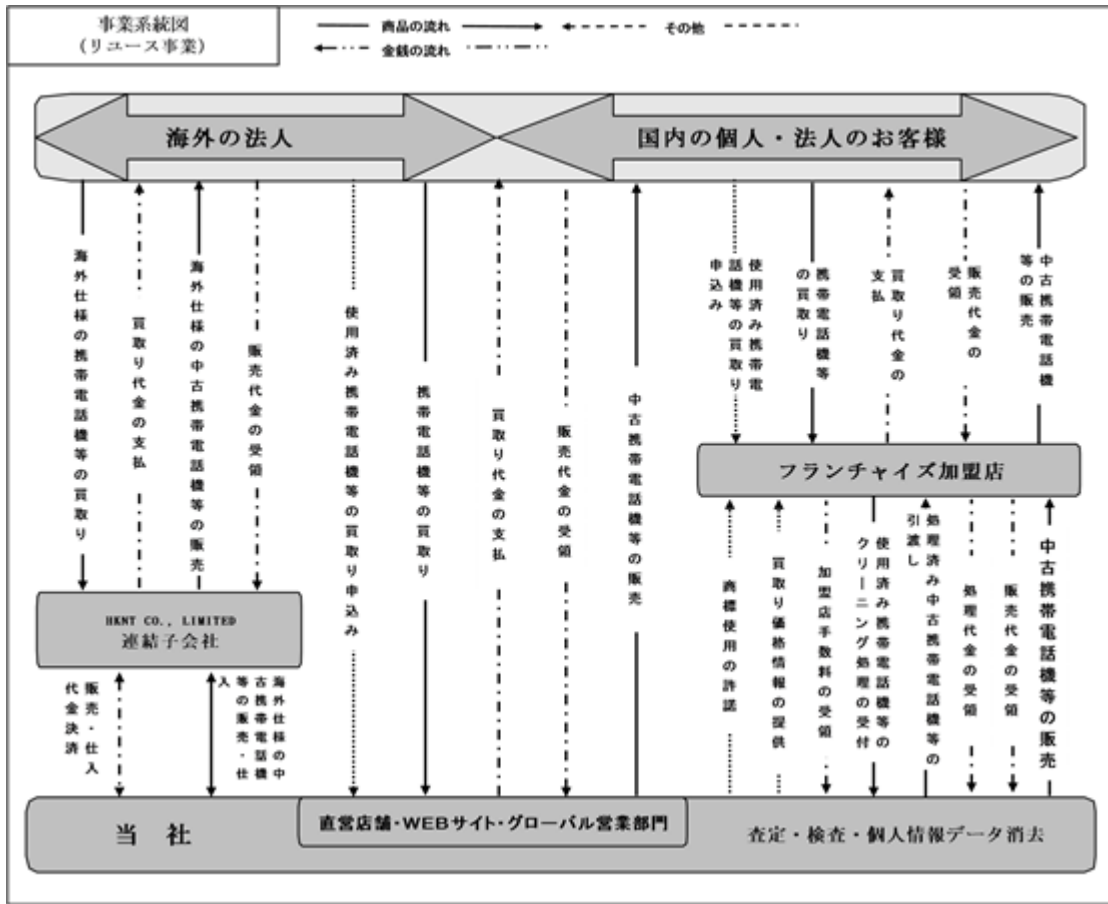
その他の事業の内、リユース事業は、携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった不特定多数の消費者や国内外の法人企業から同端末機器を買取り、再利用ができるものは、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、中古携帯電話機「エコたん（注）」ブランドにて、これを必要とする国内外の消費者に販売する事業であります。

同事業におきましては、国内向け仕様の携帯電話機やスマートフォン等においては、自社保有の中古携帯電話機のみを取扱う「イーブーム.WEB (http://www.e-booom.com)」サイトや、自社およびフランチャイズ加盟店向けの専門サイト「エコたん.jp (http://www.ecotan.jp)」の他、直営の中古携帯電話機専門店やフランチャイズ加盟店を通じて取扱いを行うと共に、平成26年9月に中華人民共和国香港特別行政区において設立した連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を通じて海外向け仕様の同商品の取扱いを行っております。

また、フランチャイズ加盟店に対しては、中古携帯電話機「エコたん」の商標利用を始め、中古携帯電話機の買取り価格に関する情報や、中古携帯電話機の査定方法等について、そのノウハウを提供するに当たり、加入時において加盟店手数料を徴収する他、継続的にフランチャイズ加盟店より月額加盟料を得ることができる仕組みとなっております。

(注) 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末(たんまつ)」、安価で経済的な「エコノミー端末(たんまつ)」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

その他の事業の内、リユース事業における事業系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) HKNT CO., LIMITED	Hong Kong, China	16,204	中古携帯端末販売	100	役員の兼任あり。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成27年4月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
移動体通信関連事業	47(91)
固定通信関連事業	4(17)
その他の事業	15(10)
管理部門	14(3)
合計	80(121)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数には、契約社員および嘱託社員を含んでおります。なお、当社グループからグループ外への出向者はありません。

(2) 提出会社の状況

平成27年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
80(121)	35.7	6.1	4,208,778

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

平成27年4月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
移動体通信関連事業	47(91)
固定通信関連事業	4(17)
その他の事業	15(10)
管理部門	14(3)
合計	80(121)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数には、契約社員および嘱託社員を含んでおります。なお、当社から社外への出向者はありません。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、当連結会計年度より、中華人民共和国香港特別行政区における連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立し、連結財務諸表の作成初年度であるため前年同期との比較分析は行っておりません。

(1)業績

当連結会計年度（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで）におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀による積極的な金融緩和策により、企業収益や雇用環境に改善の兆しが見られたものの、一方では急激な円安の進行による資源価格の高騰に加え、消費税率の引き上げや物価の上昇に伴う個人消費の低迷等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループ（当社および連結子会社）の主な事業分野である移動体通信分野におきましては、市場が更なる成熟化を迎える中、各移動体通信事業者による低廉な通信サービスの提供に加え、スマートフォンを中心とした新機種の導入と「LTE（注1）」を始めとする次世代高速通信サービスの普及を通じ、エリアの拡大と通信品質の向上を背景とした顧客の獲得競争が一段と激しさを増すと共に、固定通信分野におきましても「FTTH」サービス等の光ファイバー回線を使用したテレビの視聴や「Wi-Fi（注2）」対応機器を介してのインターネットへの無線接続等、固定通信と移動通信、あるいは通信と放送との融合等、これらブロードバンド回線の利用を通じたサービス競争は、新たな局面を迎えております。

一方、中古携帯電話機の取扱いを始めとしたリユース事業分野におきましては、国内外の消費者による認知度の向上と共に、同機器を利用した低廉な移動体通信サービスの提供等、独自のサービスを加えた新たなビジネスの創生により、同分野の市場規模は確実に広がりを見せております。

このような事業環境の中、移動体通信関連事業におきましては、各移動体通信事業者より発売された「iPhone6」を始めとしたスマートフォン等の新機種の導入に伴い、高価格帯商品である同機種を中心に販売面においては比較的順調に推移したものの、一方、収益面では機種変更需要の獲得比率が高く、新規加入や他の移動体通信事業者からの乗換を前提とした販売時の手数料収入に比較して、機種変更需要獲得に対する販売手数料収入が低下傾向にあることや、顧客還元型の販売促進施策の急激な是正による市場環境の変化に加えて、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減等も相俟って、同事業分野の業績は厳しい状況下にありました。

また、固定通信関連事業におきましては、FTTH等の光ファイバーサービスへの加入獲得業務は、「ADSL」等からの同サービスへの切り替え需要が一巡したことに伴い、中小の案件からなる法人向け契約の獲得に注力したものの同サービスへの新規加入獲得業務は減少傾向にあり、「ADSL」付き電話加入権のセット販売も同様に、固定通信インフラのブロードバンド化の進展に伴う需要構造の変化により、同回線のセット販売においても低調な状況で推移いたしました。

一方、中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース事業におきましては、既存携帯電話の仕入れに相当する中古携帯電話機の確保において、WEBサイトでの買取機能の強化に加え、国内法人企業からの調達や、海外からの調達ルートに加え、平成26年9月19日付けで中華人民共和国香港特別行政区において、中古携帯電話機の販路と仕入ルートの拡大を目指すべく連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立し、販売と仕入元チャネルの整備・拡充に努めてまいりました。

しかしながら、同事業分野におきましては、中古携帯電話機に対する市場認知度の向上と共に、売上高や販売台数等においては順調に進展してまいりましたが、各移動体通信事業者より新たに導入された「iPhone6」等のスマートフォンを始めとする新機種の導入に伴い、買換需要や他社からの乗換需要に対する販売促進策として各移動体通信事業者がごぞって採用した独自の下取り施策の実施に伴い、国内中古携帯電話機市場への商品流通量が急激な低下を来す一方、海外市場においても一時的ではあるものの同商品の流通量の急激な変動や、それに伴う流通価格の混乱等も相俟って、利益率の面においては厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、リユース事業における中古携帯電話機の販売が比較的堅調に推移したものの、移動体通信関連事業および固定通信関連事業の両事業分野における売上高が減少したことに伴い売上高は7,412百万円となりました。

営業損益につきましては、引き続き一般管理費の削減を始め種々経営効率の改善に努めてまいりましたが、市場競争の更なる激化に加え販売手数料体系の変更に伴う利益率の低下等により、営業損失86百万円となりました。

また、経常損益につきましては、営業支援金収入等の合計12百万円の営業外収益があったものの、支払利息等2百万円、および海外取引に伴う通貨の為替手数料等の為替差損10百万円その他1百万円の合計14百万円の営業外費用を差し引いた結果、経常損失89百万円となりました。

当期純損益につきましては、店舗固定資産の売却に伴う特別利益3百万円があったものの、海外からのスマートフォンの仕入取引において発生した債権の取立不能または取立遅延の恐れに伴い、邦貨換算で48百万円（450,000USドル）の貸倒引当金繰入額を計上したことに加え、関西圏の「専門ショップ」および「情報通信ショップ」の2店舗の減損処理により総額60百万円の特別損失を計上し、税金費用等4百万円を差し引いた結果、当期純損失149百万円となりました。

(注)1.「LTE」とは、3.9Gと呼ばれる次世代携帯電話の通信規格の一つであり、「長期的進化」を意味する英語「Long Term Evolution」の略称であります。

2.「Wi-Fi」とは、Wi-Fi Alliance(米国に本拠を置く業界団体)によって、国際標準規格であるIEEE 802.11規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す名称であります。

当社グループの事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。業績の状況を事業部門別に記載しております。

(移動体通信関連事業)

当連結会計年度における移動体通信関連事業におきましては、接客業務に従事する従業員に対し、各移動体通信事業者が主催する専門資格の取得や外部研修機関等を通じた専門教育の実施により、お客様へのサービスレベルの向上に努めると共に、平成26年7月には、関西圏の専門ショップ1店舗において、売り場面積の拡大と設備の刷新を目的にリニューアルを実施することで、新規・機種変更需要の獲得の他、窓口業務の取扱い強化を通じて付帯収入の確保を図りつつ一方、不採算店舗の閉鎖を始めとする事業コスト削減を通じ、経営効率と財務体質の改善に努めてまいりました。

しかしながら、同事業分野におきましては、「iPhone6」等を中心とした新機種の導入に伴い、販売面において売上高や販売数量共に比較的順調に推移したものの、同機種の販売においては機種変更需要の比率が高く、新規加入や他の移動体通信事業者からの乗換を前提とした販売手数料収入に比較して、機種変更需要獲得に対する販売手数料収入が低下傾向にあることや、顧客還元型の販売促進施策の急激な是正による市場環境の変化に加えて、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減等も相俟って、同事業分野の業績は低調な状況で推移してまいりました。

この結果、売上高および端末機器の販売台数は、5,552百万円(販売台数 62,964台)となりました。

(固定通信関連事業)

当連結会計年度における固定通信関連事業におきましては、F T T H等の光ファイバーサービスへの加入獲得業務は、「ADSL」等からの同サービスへの切り替え需要が一巡し、中小の案件からなる法人向け契約の獲得に注力してまいりましたが、新規の加入獲得業務は減少傾向にあり、また「ADSL」付き電話加入権のセット販売においても固定通信インフラのブロードバンド化の進展に伴う需要構造の変化と共に、家電量販店を始めとする取次店網やインターネットによるWEB販売等、販売チャネルの縮小も相俟って、業績面においてF T T H等の光ファイバーサービスへの加入獲得に伴う売上高は155百万円(契約数 2,918件)となると共に、「ADSL」付き電話加入権のセット販売による売上高においても3百万円(販売回線数 235回線)となりました。

この結果、固定通信関連事業全体における売上高は、159百万円となりました。

(その他の事業)

当連結会計年度におけるその他の事業のうち、中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース事業におきましては、引き続き自社保有の中古携帯電話機のみを専門に取扱う「イーブーム.WEB(注1)」や、自社およびフランチャイズ加盟店向けの中古携帯電話機専門サイト「エコたん.jp(注2)」と共に、各種製品や商品の価格比較サイトの運営企業を通じ、販路の拡大と仕入元チャネルの整備に注力してまいりました。

また、平成26年9月19日付けで中華人民共和国香港特別行政区において、中古携帯電話機の販路と仕入ルート拡大を目指すべく連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立し、海外における中古携帯電話機市場の開拓に努めてまいりました。

同事業分野におきましては、中古携帯電話機に対する市場認知度の向上と共に、売上高や販売台数等においては順調に進展してまいりましたが、各移動体通信事業者より新たに導入された「iPhone6」等のスマートフォンを始めとする新機種の導入に伴い、買換需要や他社からの乗換需要に対する販売促進策として各移動体通信事業者がこぞって採用した独自の下取り施策の実施に伴い、国内中古携帯電話機市場への商品流通量が急激な低下を来す一方、海外市場においても一時的ではあるものの同商品の流通量の急激な変動や、それに伴う流通価格の混乱等も相俟って、利益率の面においては厳しい状況で推移いたしました。

この結果、中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース事業分野におきましては、売上高1,464百万円(販売台数 76,728台)となり、その他の事業分野全体では、携帯コンテンツ収入やメモリーカードの他、携帯アクセサリー商品の販売収入等を加え、売上高は1,700百万円となりました。

(注)1.イーブーム.WEBサイトのURL:「<http://www.e-booom.com>」

2.エコたん.jpサイトのURL:「<http://www.ecotan.jp>」

当社グループの事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

	平成27年4月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	7,412	100.0
移動体通信関連事業	5,552	74.9
通信機器販売	2,741	37.0
受取手数料収入	2,810	37.9
固定通信関連事業	159	2.1
電話加入権販売	3	0.0
受取手数料収入	155	2.1
その他の事業	1,700	23.0
リソース事業分野	1,464	19.8
その他の商品売上高	140	1.9
その他の手数料収入	95	1.3

(注) 1. なお、当社グループは、当連結会計年度より、中華人民共和国香港特別行政区における連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立し、連結財務諸表の作成初年度であるため前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、224百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動の結果、使用した資金は74百万円となりました。これは、主として仕入債務の増加が79百万円、たな卸資産の減少が67百万円、貸倒引当金の増加が48百万円、減価償却費が36百万円あったものの、税金等調整前当期純損失が145百万円、その他が71百万円、売上債権の増加が62百万円、法人税等の支払額が23百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動の結果、獲得した資金は5百万円となりました。これは、主として、固定資産の取得による支出が27百万円、差入保証金の差入による支出が21百万円あったものの、差入保証金の回収による収入が52百万円、店舗譲渡による収入が4百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動の結果、獲得した資金は70百万円となりました。これは、主として長期借入金の返済による支出が60百万円、短期借入金の純減額が55百万円、社債の償還による支出が10百万円、リース債務の返済による支出が2百万円あったものの、長期借入れによる収入が100百万円、社債の発行による収入が97百万円あったことによるものです。

2【仕入及び販売の状況】

当社グループの事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。仕入および販売の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

なお、当連結会計年度は、連結初年度に当たるため、前年同期との比較は行っておりません。

(1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
移動体通信関連事業 (千円)	4,205,691
固定通信関連事業 (千円)	722
リユース事業 (千円)	1,402,321
その他の事業 (千円)	77,008
合 計 (千円)	5,685,743

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
移動体通信関連事業 (千円)	5,552,162
固定通信関連事業 (千円)	159,206
リユース事業 (千円)	1,464,704
その他の事業 (千円)	235,955
合 計 (千円)	7,412,028

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
テレコムサービス株式会社	2,222,998	30.0
アイ・ティー・エックス株式会社	1,885,845	25.4
株式会社ダイヤモンドテレコム	1,023,959	13.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く事業環境は、移動体通信分野および固定通信分野の両分野において、市場は成熟化を迎える一方、スマートフォンやタブレット型端末機器の急速な普及を通じ、次世代高速通信サービスの進展等、多種多様なビジネスチャンスが生まれるものと考えております。

また、リユース事業の中核を占める中古携帯電話機の取扱いでは、資源問題等を始めとする「エコロジー」機運の高まりと共に、同機器等を利用した低廉なデータ通信サービスへの可能性等、新たなビジネスの創生により、同事業分野における市場規模は、国内外を問わず今後も順調に拡大を続けていくものと思われま。

当社グループといたしましては、この様な事業環境を前提として、以下に掲げる事項を今後の課題と認識すると共に、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、事業の遂行を通じ当該事象を早期に解消すべく対処をしまいたいと思ひます。

(1) 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、販売スタッフを始めとした人材の優劣が将来の業績を左右すると共に、店舗のブランドイメージを含め、トータル的な競争力の向上が同事業分野における重要な課題であると認識いたしてあります。

同事業分野では、販売スタッフに求められる商品知識はますます高度化すると共に、クレーム対応や接客時間の長時間化等により、同業界の離職率は以前にも増して上昇傾向にある一方、市場環境面では、多種多様な通信関連ビジネスが創生される中、ネットワーク品質等の通信サービスにおける基本的要素の訴求のみでは、競合他社との間において明確な差別化を図る事がますます困難になりつつあります。

この様な状況から、当社グループといたしましては、人材面では新卒や中途入社等の採用形態を問わず優秀なスタッフの登用と育成環境の整備に注力すると共に、社内研修や外部研修機関を通じて実務能力の向上を図る等、人材への投資に努めてまいります。

また、お客様満足度の向上に取組み、お客様、移動体通信事業者の双方から評価される販売代理店となることで販売手数料の最適化を図り、課題の解消に向け対処をしまいたいと思ひます。

(2) 固定通信関連事業

固定通信関連事業におきましては、ビジネスモデルである一般加入電話やADSLからの光ファイバーサービスへの転換業務において、同サービスの社会への普及と共に市場が成熟化を来しつつあることから、同事業におけるビジネスモデルの再検討が課題であると認識いたしてあります。

当社グループといたしましては、これに対処するため将来に予測される同ビジネスモデルの変更懸念等について、事業への影響を最小限にすべく、引き続き協業先との連携を通じて事業領域の多様化を図ることにより、課題の解消に向け対処をしまいたいと思ひます。

(3) リユース事業

中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを始めとするリユース事業におきましては、販路の開拓は勿論のこと、中古携帯電話機の仕入れを安価で継続的に確保する体制の構築と共に、海外法人との急速な取引量の拡大に伴うリスク管理が、重要な課題であると認識してあります。

当社グループといたしましては、中古携帯電話機の仕入体制について、国内法人企業やWEBによる調達ルートの開拓を始め、取引実績において量的増加が著しい東南アジア等、海外諸国との取引に対応するため、平成26年9月に中華人民共和国香港特別行政区において連結子会社「HKNT CO., LIMITED」を設立いたしました。

今後も、引き続き海外諸国との取引拡大に備え、新たな海外拠点の設置を模索すると共に、海外取引の増加に伴うリスク管理について、スタッフの充実を始めとした社内管理体制の強化に加え、海外子会社とのネットワークを通じて取引先企業の情報入手を図る等、リスク管理体制の整備に向けた取組みを行ってまいります。

4【事業等のリスク】

1. 以下においては、当社グループの事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行っております。

また、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響をおよぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示を行っております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合においては適切な対応に努める方針であります。投資判断を行われるにあたっては本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成27年7月30日）現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの収益構造について

当連結会計年度における当社グループの事業部門別の売上高構成は下記のとおりとなっており、移動体通信関連事業の売上高構成比は74.9%となり、固定通信関連事業2.1%、リユース・その他事業23.0%と比較して相対的に高いものとなっております。

当社グループでは、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを始めとするリユース事業の推進を図りつつ、合わせてF T T HやA D S L等、ブロードバンドサービスの獲得業務に注力することにより、移動体通信関連事業以外の収入の獲得に努める方針であります。

当面は、売上高全体に占める移動体通信関連事業の売上構成比が高い状態で継続するものと考えられることから、当社グループの業績は、移動体通信関連事業の業績に大きな影響を受け、同事業の業績が悪化した場合、当社グループの業績に悪影響をおよぼす可能性があります。

一方、利益面から見た場合、移動体通信関連事業は、移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末機器の仕入価格が上昇傾向にあると共に、同業者間との競合や割賦販売制度の普及等により、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁しにくい状況にあることから利益率は、低下傾向にあるものの、同事業により得られる利益の絶対額は他の事業に比べ極めて大きく、今後、同事業の利益率の悪化による利益の減少分を他事業の利益の増加分で補うことができなかつた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度における当社グループの事業部門別の売上高内訳は次表のとおりとなっております。

	平成27年4月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	7,412	100.0
移動体通信関連事業	5,552	74.9
通信機器販売	2,741	37.0
受取手数料収入	2,810	37.9
固定通信関連事業	159	2.1
電話加入権販売	3	0.0
受取手数料収入	155	2.1
その他の事業	1,700	23.0
リユース事業分野	1,464	19.8
その他の商品売上高	140	1.9
その他の手数料収入	95	1.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 移動体通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

移動体通信関連事業では直営店を主たる販売チャネルとして移動体通信端末機器の販売を行っておりますが、移動体通信端末機器はメーカーから直接仕入れているのではなく、移動体通信事業者がメーカーから一括して買い上げ一次代理店に卸しており、当社グループにおいては移動体通信事業者や一次代理店から移動体通信端末機器を仕入れております。

また、移動体通信端末機器については、主に一般消費者に販売を行っており、移動体通信サービスの申し込み取次ぎにかかる対価として移動体通信事業者や一次代理店から基本手数料や継続手数料等の受取手数料を収受しております。

移動体通信端末機器の値引き販売について

当社グループにおいては、移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、移動体通信端末機器を大幅に値引き販売する場合があります。

受取手数料に関する料率等の支払条件は、移動体通信事業者や一次代理店との交渉で決定されるため、受取手数料収入の売上高は移動体通信事業者や、一次代理店の手数料政策に影響を受けます。

また、受取手数料の料率等の支払条件は毎月見直しが行われており、支払条件の変更頻度が高いものとなっております。

このため、業界における一般的な傾向として受取手数料の料率は、近年低下する傾向にあり、将来において手数料の料率が現状よりも引き下げられた場合は、移動体通信端末機器の販売価格に転嫁をせざるを得なくなり、これに伴う販売価格の高騰等により顧客の購買意欲が減退することで、販売台数および売上高が減少する可能性があります。

また、携帯電話等の累計加入契約件数は、近年の普及率の上昇に伴う新規加入の減少により鈍化しております。また、競合他社との競争も激化しており、価格競争等により手数料率の引き下げ分を十分に販売価格に転嫁することが出来ない可能性があり、利益率の悪化をもたらす恐れがあります。その場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

手数料体系の変化について

受取手数料収入には主に基本手数料と継続手数料とがあり、基本手数料は販売台数等に応じて支払われる手数料で、販売した時点で売上高に計上されます。

また、継続手数料は当社経由で販売された端末のユーザーが移動体通信事業者を支払う基本料金および通話料に応じて支払われる手数料であり、当該ユーザーが契約を継続している間、最長で6年間支払われることとなります。

現在の手数料体系はこのようなものとなっておりますが、今後この手数料体系が変化した場合、場合によっては受取手数料が減少する可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後において、移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策が大幅に変更され、手数料体系が変更され手数料率が低下し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性については否定できません。

当社グループは移動体通信事業者や一次代理店の手数料体系が変更された場合、その手数料体系下で最も効率的に収益を獲得できるよう、販売戦略やビジネスモデル等について検討していく方針であります。移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策の変化の方向性や影響は予測し難く、また当社グループがそれに適切に対応できるかどうか不明であり、このため収益構造が大幅に変化する可能性や営業政策の大幅な変更を余儀なくされる可能性等があり、その場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

需要の減少について

移動体通信関連事業では、近年の普及率の上昇に伴い携帯電話等の新規加入需要が減少傾向にあり、機種変更需要や他の移動体通信事業者への買換え需要が中心となっております。デザインや機能面で消費者にとって魅力ある端末・サービスが継続的に市場に投入されなかった場合は需要が減退し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

短期解約時の手数料の返戻について

当社グループが顧客に対し移動体通信端末機器を販売後、一定期間（概ね4ヶ月から6ヶ月）以内に顧客が解約を行った場合、移動体通信事業者や一次代理店に対し、当該顧客への販売に伴う基本手数料の一部について、契約から解約に至るまでの期間に応じて手数料を返還をしなければならない契約となっております。

将来において何らかの理由により各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約する顧客が急増した場合は、返還を要する手数料が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは顧客が一定期間以上利用することを前提に販売価格を設定しており、顧客が各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約を行った場合は、赤字の取引となってしまう可能性があります。

当社グループでは顧客に対して無理な販売は行わないことや、長期契約割引サービスの加入を促進することで短期解約の防止に努めてはおりますが、一定期間以内の短期に解約する顧客が急激に増加した場合、利益率が悪化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、短期解約による返戻金を合理的に見積ることにより、短期解約返戻金見込額を引当計上しております。

主要な販売先について

当社グループの主要な販売先は下記のとおりとなっており、NTTドコモの一次代理店であり関西圏において同社の製品を供給する株式会社ダイヤモンドテレコムおよび首都圏において同社の製品を供給するアイ・ティー・エックス株式会社、並びにエーユーの一次代理店であり同社の製品を関西圏と首都圏に供給するアイ・ティー・エックス株式会社の他、ソフトバンクモバイル株式会社の一次代理店であり同社の製品を関西圏と首都圏に供給するテレコムサービス株式会社の3社への売上高が相対的に大きいものとなっております。

これら3社に対する売上高の内容は、主として移動体通信関連事業における移動体通信端末機器の割賦販売に伴う機器代金と受取手数料収入であり、3社に対する売上高が大きくなっているのは、移動体通信端末機器の販売において、NTTドコモ製品やエーユー製品、ソフトバンクモバイル製品の取扱い高が大きいくことによります。

当社グループでは、全ての移動体通信事業者の商品等を取扱う情報通信ショップの他、特定の移動体通信事業者の商品を取扱う専門ショップの運営を行っており、特定の移動体通信事業者に偏った店舗の出店に注力する戦略は採ってはおりませんが、顧客ニーズに合った製品の提供を行った結果、これら3社に対する売上高が高まったものであります。

なお、当社グループの主要な販売先別の売上高は次表のとおりとなっております。

相手先	第27期 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
テレコムサービス株式会社	2,222,998	30.0
アイ・ティー・エックス株式会社	1,885,845	25.4
株式会社ダイヤモンドテレコム	1,023,959	13.8

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 固定通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

固定通信関連事業では、インターネットを利用したWEBサイトや、家電量販店等を主たる販売チャネルとして、FTTHやADSL等、ブロードバンド回線の加入取次ぎ業務を行う他、電話加入権(1)の販売を行っており、売上はFTTHやADSLを運営する固定通信事業者からの受取手数料収入と電話加入権の販売による売上高とで構成されています。

電話加入権とは、施設設置負担金を支払うことで得られる加入電話サービス(2)の提供を受けられる権利を言いますが、当社グループではこの電話加入権を仕入れて、販売時に各種付加サービスへの加入取次ぎや、ADSL等の受注、並びにFTTH等のブロードバンド回線への加入取次ぎを行うことにより、固定通信事業者から受取手数料等を収受しております。

また、ソフトバンクテレコム株式会社等のNTT以外の固定通信事業者が直収電話サービスを開始し、当社グループはこれらの固定通信事業者と代理店契約等を締結し、当該サービスの申込を取り次ぐことにより、受取手数料等を収受しております。

1 電話加入権とは

一般電話回線を引く場合、NTT地域会社に対して施設設置負担金(36,000円、税抜き)等を支払い、加入電話契約を締結する必要があります。施設設置負担金とは加入者回線部分の新規架設工事に要する費用であり、施設設置負担金を支払うことにより契約者は加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利を得られます。この権利のことを一般的に電話加入権と呼んでおります。電話加入権は譲渡が可能であり、経済的価値を有していると考えられることから、売買の対象とされ質権設定の対象にもなっております。

2 加入電話サービスを受けるには

消費者が一般電話回線を引く場合、現時点においては以下の5通りの方法が考えられます。

- NTT地域会社に対して施設設置負担金を支払い加入電話契約を締結する。
- 当社グループのような電話加入権売買業者を通じて電話加入権を購入する。
- 施設設置負担金は不要だが月額基本料金が通常よりも250円(税抜き)高いライトプランを申し込む。
- NTT地域会社以外の固定通信事業者が提供する直収電話サービスを申し込む。
- NTT地域会社、電力会社系固定通信事業者等が提供する光ファイバーを利用した電話サービスを申し込む。

電話加入権の仕入について

電話加入権の仕入については、電話加入権が不要になった不特定多数の法人企業等から買取りという仕入形態を採用しておりますが、商品の特性上、安価で安定的・継続的に当社グループに電話加入権の供給を行うことができる取引先はありません。

従いまして、顧客の需要に応じた電話加入権を確保できない可能性があり、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

施設設置負担金の廃止について

加入電話サービス申し込み時にNTT地域会社に支払う施設設置負担金の意義は、元来加入電話の早期普及のための設備投資資金の調達にありましたが、既に電話網が全国に整備された今日において新規架設は減少しており、その意義は失われつつあります。

しかしながら、電話加入権は加入電話契約を解除しても返還はされないものとされていることや、電話加入権は減価償却のできない無形固定資産として企業の貸借対照表上に計上されていること、更には多くの一般家庭に現在においても保有されていること等を勘案すると、施設設置負担金の廃止に当たっては社会的な影響が大きいことが予想され、十分な周知期間や段階的な廃止等、一定の配慮がなされた上で将来的には廃止されるものと考えられます。

施設設置負担金の廃止による収益への影響について

施設設置負担金の廃止の動向については上記のとおりであります。施設設置負担金廃止後は、固定通信関連事業における電話加入権販売単体の収益は消失することとなります。

加えて固定通信関連事業における受取手数料は電話加入権の販売に付随して発生することが多いものとなっておりますので、電話加入権販売の減少に伴って受取手数料についても減少する可能性があります。

今後の対応方針について

施設設置負担金が廃止されたとしてもNTTが行う加入電話サービスが廃止されるわけではなく、NTTの加入電話サービスを利用したい顧客はNTTに加入申込を行う必要があります。また、NTT以外の直収電話サービスやADSL、FTTH等、各固定通信事業者が提供する各種サービスへの加入は、開通に至るまでの諸手続きが事業者毎に相違し複雑なことから、各固定通信事業者は、当社グループにサービスへの加入に向けたコンサルティング業務を委託しております。

当社グループでは、コールセンター等を利用し、固定通信サービスのコンサルティング等、サービスの申し込みから開通に至るまでの各種手続の処理を代行する業務への取組みを既に開始しております。

このように、これまでの長年にわたる固定通信に関するノウハウの蓄積を活かし、今後は固定通信関連事業を電話加入権販売を核とする事業から、固定通信に関する総合的なサービス提供事業へと転換することにより受取手数料収入を増加させ、電話加入権販売が無くなることによる収益の減少分を確保していく方針であります。

しかしながら、このような当社グループの施策が奏功するか否かについては現時点では不明であり、同事業による収益が減少または消失した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店政策について

店舗の形態について

移動体通信端末機器の販売ショップは、「専門ショップ」と呼ばれる特定の移動体通信事業者の製品・サービスのみを取り扱う販売店と複数の移動体通信事業者の製品・サービスを取り扱う「情報通信ショップ」の2種類に分類することができます。

専門ショップは表向きあたかも移動体通信事業者の直営店のような外装となっており、新規申し込みや機種変更申し込みの受付だけでなく、料金収納、故障受付等、アフターサービス拠点としての機能を担っております。

一方、情報通信ショップでは複数の移動体通信事業者の製品を取り扱っているため、顧客のニーズに合わせて幅広い商品を提供することができます。

専門ショップと情報通信ショップにはそれぞれ上記のような特徴があり、当社グループでは専門ショップと情報通信ショップの両方の運営を行っております。

当社グループでは、専門ショップおよび情報通信ショップにおいて、従来からの機能である携帯電話等の新規および機種変更の受け付けや、専門ショップにのみ認められた付加サービスへの注力と共に、情報通信ショップでのFTTHやADSL等のブロードバンドサービスへの加入取次や中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを行うことで、お客様により快適な通信環境と製商品の提案・提供等を通じ、通信に関する新しい生活スタイルを支援することで新たな顧客を誘致し、収益性の向上を図ることを目的としております。

今後の出店政策において、顧客ニーズを的確に捉えつつ、求めに応じたサービスを適時的確に提供することにより、収益性の向上に努めていきたいと考えておりますが、このような当社グループの施策が奏功することを現時点で保証することはできません。

なお、業態別の店舗数の推移は次表のとおりとなっております。

(単位：店)

	平成23年4月期	平成24年4月期	平成25年4月期	平成26年4月期	平成27年4月期
期末店舗数	31	30	25	23	20
専門ショップ	15	17	18	16	13
(取扱事業者)					
NTTドコモ	2	2	2	2	2
ソフトバンク	7	6	6	6	5
エーユー	2	2	2	2	2
イー・モバイル	-	1	2	-	-
ワイ・モバイル (旧 ウイルコム)	4	6	6	6	4
情報通信ショップ	13	9	5	5	4
(店舗業態)					
e-BooMショップ	13	9	5	5	4
エコたん専門店	3	4	2	2	3

- (注) 1.平成26年9月にソフトバンク千林店をを閉鎖いたしました。
 2.平成26年11月にイーブーム四条河原町店を閉鎖いたしました。
 3.平成26年12月にエコたん大阪駅前第二ビル店を新設いたしました。
 4.平成27年3月にワイモバイル新宿西口店を売却いたしました。
 5.平成27年4月にワイモバイル梅田OS新店を売却いたしました。

店舗保証金について

当社グループの直営店の出店については、基本的には土地を購入せず、店舗を賃借する形をとっており、店舗の賃貸借契約の締結にあたっては、貸主に保証金を差し入れることが一般的であります。

当社グループにおいても、平成25年4月期末 435百万円(総資産額の28.9%)、平成26年4月期末 405百万円(同 23.5%)、平成27年4月期末 365百万円(同 21.2%)の保証金を差し入れております。

差入保証金につきましては、当該店舗を退去する際には返還される契約となっておりますが、貸主の財政状態が悪化した場合等においては、保証金の全部又は一部の回収が困難となる可能性があります。

当社グループでは、賃貸借契約を締結する際には貸主の信用調査を十分行うよう努めてはおりますが、保証金の全部または一部の回収が困難となり、貸倒引当金・貸倒損失の計上を余儀なくされるような事態が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規出店に伴うリスクについて

専門ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者から物件についての条件が提示され、その条件に合致した物件を確保できた運営会社が専門ショップの運営を受託することができます。

当社グループが専門ショップの出店を希望していても移動体通信事業者の審査を通過しなければならないため、計画通りの時期に出店ができる保証はなく、また当社グループ以外の企業が運営を受託した場合、当該条件に合致した物件であっても出店できなくなる可能性があり、当社グループは計画していた売上高を計上できず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方、情報通信ショップの出店に際しても、当社グループが移動体通信事業者の商材を取り扱う営業拠点を新設や移転、廃止する場合、移動体通信事業者や一次代理店に報告を行う必要があります。

当社グループが新規に情報通信ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者の方針に影響を受ける可能性があります。

また、新規出店を行う場合、出店方針及び出店コンセプトに合致する店舗が見付からない等の理由により、予定よりも出店時期が遅れる可能性や出店中止を余儀なくされる可能性があると共に、近隣に競合店が新規出店する等、事前に予測不可能な外部環境の変化等により、計画していた収益を計上できない可能性や、場合によっては退店を余儀なくされることも予測され当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な契約について

移動体通信関連事業における重要な契約について

移動体通信端末機器の販売業務や移動体通信サービス申し込みの取次業務を行うにあたっては移動体通信事業者や一次代理店と代理店契約を締結する必要があり、また代理店契約は移動体通信事業者毎に契約締結する必要があります。

当社グループが締結している主な代理店契約は以下のとおりであり、契約期間は1年毎の自動更新となっておりますが、契約期間中であっても事前に通知することにより解除が可能な契約となっており、また重要な契約違反があった場合等においては即時解除ができるものとなっております。

特に近年、個人情報の漏洩が社会的問題となっているため、移動体通信事業者や一次代理店は契約事項の中でも特に個人情報の管理の徹底については重要視しておりますが、当社グループの保有する個人情報が何らかの理由により漏洩することとなった場合、移動体通信事業者や一次代理店との契約が打ち切られる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店との関係は良好で、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社グループは今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの理由により契約が継続できなくなり、当該移動体通信事業者の製品やサービスが取り扱えなくなる可能性については否定できません。

また、契約の継続ができなかった場合や契約の継続を行わなかった場合、移動体通信事業者や一次代理店から收受していた継続手数料についてもその時点で支払いが打ち切れ、その場合は、売上高の減少や店舗の撤退等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
テレコムサービス株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス契約の締結促進および契約維持活動
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等
アイ・ティー・エックス株式会社	エーユー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等

固定通信関連事業における重要な契約について

固定通信関連事業においては、ADSLやFTTH等のブロードバンド回線の獲得や、各種固定通信関連サービスの取次ぎ等により受取手数料収入を得ておりますが、これらのサービス業務を行うにあたっては、固定通信事業者と販売パートナーとして、独自の契約を締結する必要があります。

当社グループは、NTT地域会社および当社の一次代理店である一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会との関係は良好であり、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社グループは今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの要因により契約が継続できなくなった場合、これらサービスの受注等について、サービス取次業務が行えなくなることで受取手数料収入が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会	各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約

(注)一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会との販売取次業務委託基本契約は、同協会が取次業務を行うことができる固定通信事業者の提供する電気通信サービス全般を取扱うことが可能な契約となっております。

契約による事業運営上の制約について

当社グループの移動体通信関連事業や固定通信関連事業は前述のとおり、移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者との契約に基づいた事業を行っておりますが、店舗の運営にあたっては、当社グループは移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者の作成するマニュアルや指示等に従わねばならない義務があります。

当社グループは契約の継続のためマニュアルや指示等の遵守に努める方針であります。今後移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者からの指示内容が変更された場合、場合によっては機械・設備や人員等を追加で設置・配置することが必要となる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者が費用を負担する場合もありますが、当社グループが費用を負担しなければならない可能性もあり、その場合、追加のコストが発生する等の理由により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社グループでは移動体通信関連事業、固定通信関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社グループはこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。

しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合、または当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
移動体通信関連事業 固定通信関連事業	電気通信事業法 消費者契約法 代理店の営業活動に対する倫理要綱（社団法人電気通信事業者協会制定） 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）
固定通信関連事業	電気通信事業法に基づきNTTが定める約款
インターネットを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
中古品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報の保護に関する法律

(7) 個人情報の取扱いについて

当社グループでは、移動体通信関連事業においては移動体通信サービスの申込取次を行う場合や、固定通信関連事業においては付加サービスの取次と共に電話加入権の売買を行う場合、またリユース事業においては中古携帯電話機の買取り等において、顧客の生年月日や住所等の個人情報を取り扱っております。

個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や各通信事業者から貸与されている端末には個人情報がデータとして保存されておりますが、当社グループでは個人情報が記載された書類等については必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行うよう努めております。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。

その場合、顧客から損害賠償訴訟の提起や賠償金の請求、また既存顧客の信用や社会的な信用の失墜により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。(8) リユース事業（中古携帯電話機の取扱い）運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

その他の事業の内、リユース事業は、携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった不特定多数の消費者や国内外の法人企業から同端末機器を買取り、再利用ができるものは、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、中古携帯電話機「エコたん」ブランドにて、これを必要とする国内外の消費者に販売する事業であります。

同事業は、国内向け仕様の携帯電話機やスマートフォン等においては、自社保有の中古携帯電話機のみを取扱う「イブーム.WEB（<http://www.e-booom.com>）」サイトや、自社およびフランチャイズ加盟店向けの専門サイト「エコたん.jp（<http://www.ecotan.jp>）」の他、直営の中古携帯電話機専門店やフランチャイズ加盟店を通じて同端末機器の取扱いを行うと共に、フランチャイズ加盟店に対しては、中古携帯電話機「エコたん」の商標利用を始め、中古携帯電話機の見取り価格に関する情報や査定方法等のノウハウを提供することで、継続的なフランチャイズ加盟料を得ることができる仕組みとなっております。

中古携帯電話機需要の著しい減少

中古携帯電話機の需要は、高機能な携帯電話機やスマートフォンの普及に伴う端末機器の価格上昇により、従来概ね6ヶ月から1年の間において買換えを実施していた顧客層に対し、流行のデザインや機能面において遜色のない端末機器を低廉な価格で消費者に供給することで成り立っております。

同事業においては、最新の携帯電話機やスマートフォンの価格が、各移動体通信事業者の販売政策において、消費者への解約に伴う違約金制度や割賦による拘束等、実質的に無料となる施策が主流となった場合、中古携帯電話機の価格優位性が著しく損なわれることで需要は減退し、同事業の事業モデルにより得られる売上高や関連するフランチャイズ加盟料が減少することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古携帯電話機の仕入について

中古携帯電話機の仕入は、携帯電話機の機種変更やモバイルナンバー・ポータビリティによる解約等により、携帯電話が不要になった不特定多数の個人や法人から買取りを行う仕入形態を採用しております。

このため商品の特性上、安価で安定的かつ継続的に当社グループに中古携帯電話機を供給することが可能な取引先が存在するわけではありません。

また、各移動体通信事業者の販売政策において、実質的な値引きに相当する高価格帯での下取り施策の実施等により、中古携帯電話機市場への端末機器の流通量が大幅に低下を来す恐れがあり、その場合、顧客の需要に応じた中古携帯電話機を確保できないことから販売に支障を来すと共に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外子会社について

当社グループは、平成26年9月19日付けで中華人民共和国香港特別行政区において、100%出資の連結子会社「HKNT CO., LIMITED」設立し、中古携帯電話機の販路と仕入ルートの拡大を目指すべく事業を開始しております。

当社グループは、同社を通じて一層の事業拡大に努める方針であります。何らかの要因で当社グループの方針が奏功せず、「HKNT CO., LIMITED」の業績が悪化することがあった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 海外の事業展開について

当社グループは、企業として一層の成長を図るため、当社単独の海外事業部門または海外子会社を通じて中古携帯電話機の販売力と調達力の拡大に取組む方針であります。

しかしながら、取引先相手国に対するカントリーリスクや現地企業に対する信用リスク等、これらのリスクの発生により当社グループの方針が奏功せず、当社単独の海外事業部門または海外子会社の業績において悪化を来した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損について

減損会計の適用により、当社グループの保有資産について実質価値の下落や収益性の低下等により、減損処理が必要となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 販売スタッフの確保と教育について

当社グループは、お客様に対する満足度の更なる向上を図るため、店舗業務に携わる販売スタッフの十分な確保と教育が必要と考えております。

当社グループでは、採用時において初期研修を実施する他、定期的な販売スタッフへのスキルアップ教育や各通信事業者による認定資格の取得支援等、教育研修体制の整備に取り組むことで、販売スタッフの確保と定着率の向上に努めております。

しかしながら、これらの施策が奏功する保証はなく、十分な販売スタッフが確保できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 対処すべき課題に対する対応について

当社グループは、対処すべき課題に記載のとおり、当社の事業の進展のために克服すべき当面の課題が認識されており、係る課題を早期に克服すべく対応を行ってまいりますが、これらの施策が奏功する保証はなく、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループにおきましては、平成20年4月期から平成27年4月期までの8期間の内、平成24年4月期および平成26年4月期を除く6期間に亘る営業損失の計上に伴い、累積損失584百万円を計上すると共に、営業活動によるキャッシュ・フローにおきましても当連結会計年度は74百万円のマイナスを計上するに至りました。

このため当該状況により、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループといたしましては、当該事象を早期に解消すべく対応を行ってまいります。

なお、当該事象を解消するための対応策につきましては「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6)継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等」に記載をしております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 移動体通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
テレコムサービス株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス契約の締結促進および契約維持活動	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで以後1年毎自動更新
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成9年6月30日から平成10年5月31日まで以後1年毎自動更新
アイ・ティー・エックス株式会社	エーユー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成16年5月1日から平成17年4月30日まで以後1年毎自動更新

(2) 固定通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
一般社団法人 全日本電気通信サービス取引協会	各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約	平成24年12月20日から平成26年12月19日まで

(注) 1. 本契約の有効期間は2年間であり、特段の申し出が無い限り自動更新が行われる契約となっております。

2. NTT地域会社(東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社)と平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の自動更新契約にて、「注文取次業務に関する契約(NW代理店契約:販売パートナー契約)」を締結しておりましたが、双方合意のもと平成25年1月10日付けにて一次代理店契約の解約を行い、一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会の傘下代理店として、同協会と二次代理店契約を締結いたしました。

(3) その他の事業に関する契約

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度は、連結初年度に当たるため、前年同期との比較は行っていません。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、貸倒引当金、短期解約返戻引当金等の各引当金の計上等につきましては、過去の実績や他の合理的な方法により見積りを行っております。

ただし、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当連結会計年度末の流動資産は、1,189百万円となりました。

主な内訳は、売掛金が524百万円、商品が344百万円、現金及び預金が224百万円、未収入金が66百万円、前払費用が27百万円であります。

固定資産

当連結会計年度末の固定資産は、509百万円となりました。

主な内訳は、有形固定資産が125百万円、無形固定資産が12百万円、投資その他の資産が371百万円です。

繰延資産

当連結会計年度末の繰延資産は、1百万円となりました。

その内訳は、社債発行費が1百万円です。

流動負債

当連結会計年度末の流動負債は、702百万円となりました。

主な内訳は、買掛金が319百万円、未払金が169百万円、1年内返済予定の長期借入金が65百万円、預り金が51百万円、未払費用が38百万円、1年内償還予定の社債が20百万円、賞与引当金が17百万円です。

固定負債

当連結会計年度末の固定負債は、222百万円となりました。

主な内訳は、社債が70百万円、長期借入金が70百万円、退職給付に係る負債が36百万円、資産除去債務が30百万円、リース債務が6百万円、繰延税金負債が5百万円です。

純資産

当連結会計年度末の純資産は、776百万円となりました。

主な内訳は、資本金が634百万円、資本剰余金が304百万円、利益剰余金が163百万円です。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

売上高につきましては、リユース事業における中古携帯電話機の販売が比較的堅調に推移したものの、移動体通信事業および固定通信関連事業の両事業分野における売上高が減少したことに伴い売上高は7,412百万円となりました。

営業損益

営業損益につきましては、引き続き一般管理費の削減を始め種々経営効率の改善に努めてまいりましたが、市場競争の更なる激化に加え販売手数料体系の変更に伴う利益率の低下等により、営業損失86百万円となりました。

経常損益

経常損益につきましては、営業支援金収入等の合計12百万円の営業外収益があったものの、支払利息等2百万円、および海外取引に伴う通貨の為替手数料等の為替差損10百万円その他1百万円の合計14百万円の営業外費用を差し引いた結果、経常損失89百万円となりました。

当期純損益

当期純損益につきましては、店舗固定資産の売却に伴う特別利益3百万円があったものの、海外からのスマートフォンの仕入取引において発生した債権の取立不能または取立遅延の恐れに伴い、邦貨換算で48百万円(450,000USドル)の貸倒引当金繰入額を計上したことに加え、関西圏の「専門ショップ」および「情報通信ショップ」の2店舗の減損処理により総額60百万円の特別損失を計上し、税金費用等4百万円を差し引いた結果、当期純損失149百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、224百万円となりました。

当連結会計年度の営業活動の結果、使用した資金は74百万円となりました。これは、主として仕入債務の増加が79百万円、たな卸資産の減少が67百万円、貸倒引当金の増加が48百万円、減価償却費が36百万円あったものの、税金等調整前当期純損失が145百万円、その他が71百万円、売上債権の増加が62百万円、法人税等の支払額が23百万円あったことによるものであります。

当連結会計年度の投資活動の結果、獲得した資金は5百万円となりました。これは、主として、固定資産の取得による支出が27百万円、差入保証金の差入による支出が21百万円あったものの、差入保証金の回収による収入が52百万円、店舗譲渡による収入が4百万円あったことによるものです。

当連結会計年度の財務活動の結果、獲得した資金は70百万円となりました。これは、主として長期借入金の返済による支出が60百万円、短期借入金の純減額が55百万円、社債の償還による支出が10百万円、リース債務の返済による支出が2百万円あったものの、長期借入れによる収入が100百万円、社債の発行による収入が97百万円あったことによるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等

当社グループにおきましては、平成20年4月期から平成27年4月期までの8期間の内、平成24年4月期および平成26年4月期を除く6期間に亘る営業損失の計上に伴い、累積損失584百万円を計上すると共に、営業活動によるキャッシュ・フローにおきましても当連結会計年度は74百万円のマイナスを計上するに至りました。

このため当該状況により、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループといたしましては、当該事象を早期に解消すべく、移動体通信関連事業におきましては、次世代の高速通信技術を基盤とした新たな通信サービスや料金プランの展開等、多種多様なビジネスチャンスが生まれる同事業分野において、従来からの新規・機種変更需要の獲得はもとより、モバイル・ブロードバンド製品を中心とする関連商品の取扱い強化を通じ、ビジネス領域の多様化を図ることにより収益力の改善に努めてまいります。

また、顧客満足度等を尺度とした複合的な店舗評価により左右される既存の販売手数料体系への対応においては、従業員のサービスレベルの向上が不可欠な要素であると認識しており、外部研修等の専門教育を通じて顧客対応力の向上を図る等、店舗における総合的なサービスレベルの改善を図ることで収益基盤の強化に努めてまいります。

また、中古携帯電話機の取扱いを始めとしたリユース事業は、国内の買換需要に対する販売促進策として、各移動体通信事業者がこぞって採用した高価格帯での下取り施策の実施に伴い、国内中古携帯電話市場への商品流通量が低下を来す一方、海外中古市場での流通量の急激な変動やそれに伴う流通価格の混乱等も相俟って、一時的には中古携帯電話機の需給面において、厳しい状況が続くものと思われまます。

当社グループといたしましては、国内外の法人企業からの新たな調達ルートの開拓等、仕入元チャネルの拡充に努めると共に、販売チャネルにおいても国内の情報通信ショップやエコたん専門店での店頭販売の強化に加え、法人向け販売やインターネットによるWEB販売の他、海外子会社を通じたネットワークを最大限に活用することにより海外事業の拡大を図る等、収益体制の強化に努めてまいります。

一方、固定通信関連事業におきましては、一般加入電話やADSLからの「F T T H」等、光ファイバーサービスへの転換業務において、固定通信事業者による事業方針の転換に伴い、同事業におけるビジネスモデルの再検討が必要となることが予測されます。

当社グループといたしましては、将来に予測される同ビジネスモデルの変更懸念等について、今後の事業への影響を最小限にすべく、引き続き協業先との連携を通じコールセンターを活用した既存回線からの転換サービスの受諾を図る等、事業領域の多様化を図ることにより対応を行ってまいります。

なお、財務面におきましては、スマートフォンやタブレット型端末機器等、高価格帯商品の仕入量の増加に加え、中古携帯電話機等における同商品の仕入比率の上昇と取扱量の増加による資金需要に対応するため、平成26年10月に取引金融機関2行より長期運転資金として、期間5年の社債100百万円の発行と共に、長期借入金100百万円の新たな調達を実施した他、平成27年1月に増加運転資金として70百万円を新たに調達いたしました。

当社グループといたしましては、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、引き続き主力の移動体通信関連事業および、中古携帯電話機「エコたん」を始めとしたリユース事業、並びに固定通信関連

事業の各事業部門において業績の安定化に向けた各種取組みを実施することにより、当該事象の早期解消を目指し努力を継続してまいります。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は、認められないものと判断しておりますので、当期連結財務諸表の注記には記載しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。設備の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

当連結会計年度における設備投資については、総額 42,022千円（無形固定資産および長期前払費用を含む）であります。これらのうち主要な設備投資は、ソフトバンク住之江店の移転リニューアルによるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は、大阪市北区の大阪本社および東京都新宿区の東京本社その他、移動体通信機器等の販売を行う店舗を首都圏において11店舗および関西圏において9店舗の合計20店の直営店舗を有しております。

以上のうち、当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年4月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	器具備品	リース資産	その他	合計	
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	5,374	5,654	1,066	-	12,094	20 (26)
東京本社 (東京都新宿区)	全社 (共通)	業務設備	4,118	431	5,846	-	10,396	23 (6)
首都圏 店舗 (11店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	26,311	6,262	1,151	-	33,726	20 (47)
関西圏 店舗 (9店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	61,333	9,910	806	-	72,050	17 (42)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を、外数で記載しております。

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気の見通し、業界動向および投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

平成27年4月30日現在における重要な設備の新設および除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年7月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,409,000	3,409,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	3,409,000	3,409,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年11月22日 (注1)	3,090	34,090	40,228	634,728	40,225	304,925
平成25年11月1日 (注2)	3,374,910	3,409,000	-	634,728	-	304,925

(注1) 有償第三者割当

発行価格 26,037円
 資本組入額 13,019円
 主な割当先 株式会社 光通信

(注2) 平成25年10月31日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成27年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	22	10	9	3	2,495	2,540	-
所有株式数(単元)	-	345	577	13,209	322	13	19,619	34,085	500
所有株式数の割合(%)	-	1.01	1.70	38.75	0.94	0.04	57.56	100	-

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
現代商事 株式会社	東京都渋谷区上原2丁目13番12号	975,000	28.60
高山 守男	東京都渋谷区	914,200	26.82
株式会社 光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	340,900	10.00
高山 明美	東京都渋谷区	90,000	2.64
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	34,500	1.01
日本テレホン社員持株会	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー9階	19,200	0.56
松井証券 株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番	14,300	0.42
野村證券 株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	13,900	0.41
森山 加寿恵	愛知県名古屋市中村区	11,400	0.33
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 平野 信行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	10,900	0.32
計	-	2,424,300	71.11

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しています。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式3,408,500	34,085	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	3,409,000	-	-
総株主の議決権	-	34,085	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、事業発展の柱となる財務体質の強化および株主の皆様への利益還元を経営の重要課題であることを認識し、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としており、配当性向は30%を目標にしております。

また、会社法施行後の配当の基準日および回数の変更は、現時点では予定しておりません。

よって、従来どおり中間事業年度の末日および事業年度の末日を基準日とした年2回の配当を行う方法を採用しております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当社の当事業年度の業績は、営業損失 67百万円、経常損失 66百万円、当期純損失 127百万円を計上し、平成20年4月期から平成27年4月期までの8期間の内、平成24年4月期および平成26年4月期を除く6期間に亘る営業損失の計上に伴い、累積損失が562百万円に亘ることから、誠に遺憾ながら当事業年度の1株当たりの年間配当金につきましては、株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

また、次期平成28年4月期（平成27年5月1日～平成28年4月30日）におきましても、当事業年度と同様に株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

なお、現在の内部留保資金につきましては、移動体通信分野において既存店舗に対する設備等への維持管理資金として充当する他、今後の中核事業である中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを始めとしたリユース事業への活用を通じ、経営基盤の強化を図るために有効投資をしまいたいと考えております。

株主の皆様方には深くお詫びを申し上げますと共に、今後も引き続き各事業分野において、安定した利益の確保を目指すべく事業構造の改革を推進すると共に、業績の安定化に向け、全社を挙げて努力をしままいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月
最高(円)	46,900	39,650	36,600	31,850 2,094	2,715
最低(円)	16,800	20,000	21,000	23,550 261	575

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年11月1日 1株 100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年11月	12月	平成27年1月	2月	3月	4月
最高(円)	1,280	1,210	770	737	1,366	735
最低(円)	880	686	600	575	615	688

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

男性 9名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	高山 守男	昭和26年10月14日生	昭和52年10月 現代商事株式会社設立 取締役 昭和58年11月 現代商事株式会社 代表取締役社長 昭和63年6月 当社設立 代表取締役社長 平成4年9月 現代商事株式会社 取締役(現任) 平成24年7月 当社代表取締役社長 兼 第1営業本部担当 兼 第2営業本部担当 兼 管理本部担当 平成25年5月 当社代表取締役社長 執行役員 兼 営業本部長 平成26年9月 当社代表取締役社長 執行役員 兼 営業本部長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事 平成27年7月 当社代表取締役社長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事(現任)	(注)3	914,200
取締役	執行役員 経理財務本部長	茶谷 喜晴	昭和35年12月12日生	平成6年4月 当社入社 平成11年4月 当社経理部次長 平成12年4月 当社経理部部長 平成12年6月 当社経営企画部部長 平成19年7月 当社取締役 執行役員 経営企画部長 平成22年5月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 平成22年7月 当社執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 平成25年7月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 平成26年6月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長 平成26年9月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事長 平成27年3月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長(現任)	(注)3、6	5,600
取締役	執行役員 第一営業本部長	岡田 俊哉	昭和44年8月24日生	平成7年12月 当社入社 平成17年6月 当社大阪本社 ショップ統括部長 平成19年7月 当社執行役員 営業推進部長 平成20年7月 当社執行役員 首都圏ショップ営業部長 平成21年5月 当社執行役員 商品部長 平成22年5月 当社執行役員 FC営業部長 平成24年7月 当社執行役員 第二営業本部長 平成25年5月 当社執行役員 関西支店長 平成25年7月 当社 関西支店長 (任期満了に伴う執行役員退任) 平成26年11月 当社第一営業本部長 平成27年7月 当社取締役 執行役員 第一営業本部長(現任)	(注)3、6	4,700
取締役	執行役員 第二営業本部長	有馬 知英	昭和48年11月19日生	平成8年10月 当社入社 平成19年6月 当社東京本社 ネットワーク部 部長 平成21年5月 当社東京本社 営業推進部 部長 平成22年12月 当社東京本社 営業企画部 統括部長 平成25年9月 当社東京本社 リユース統括部長 平成26年9月 当社東京本社 リユース統括部長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事 平成26年11月 当社第二営業本部長 平成27年7月 当社取締役 執行役員 第二営業本部長(現任)	(注)3、6	-
取締役	執行役員 第三営業本部長	小林 健教	昭和40年11月12日生	平成20年4月 株式会社ロッテリア 執行役員 海外事業本部長 平成23年4月 楽天利(深圳)有限公司 董事長総経理 平成24年4月 ASIA BUSINESS RESOURCES CO.,LIMITED Director 平成27年1月 当社入社 平成27年3月 HKNT CO.,LIMITED 董事(現任) 平成27年5月 当社第三営業本部長 平成27年7月 当社取締役 執行役員 第三営業本部長(現任)	(注)3、6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	小西 敏夫	昭和20年5月8日生	昭和43年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成5年~7年 同社 ロンドン店 英国繊維部長 平成10年6月 同社 取締役就任 平成13年6月 同社 取締役退任・常勤監査役就任 平成16年6月 同社 常勤監査役退任 平成16年6月 センチュリーメディカル株式会社 取締役副社長就任 平成17年6月 同社 代表取締役社長就任 平成20年6月 同社 代表取締役社長退任・顧問就任 平成21年6月 同社 顧問退任 平成21年7月 伊藤忠商事株式会社 理事就任(現任) 平成23年4月 公益財団法人 伊藤忠記念財団 評議員就任(現任) 平成26年7月 当社取締役(現任)	(注)2、3	-
監査役 (常勤)	-	中野 豊	昭和23年8月12日生	昭和42年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行)入行 平成11年4月 同行 泉北とが支店長 平成14年1月 当社出向 経理財務部長 平成14年7月 当社取締役 経理財務部長 平成14年8月 当社取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 平成17年7月 当社常務取締役 管理統括本部長 平成18年6月 当社常務取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 平成19年7月 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長 兼 経理財務部長 平成21年7月 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長 平成22年5月 当社常務取締役 常務執行役員 第2営業本部長 兼 第1営業本部担当 平成24年7月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	3,000
監査役	-	川口 義信	昭和22年1月25日生	昭和51年9月 近畿第一監査法人勤務 昭和60年8月 公認会計士・税理士 川口義信事務所所長(現任) 平成12年11月 国際第一監査法人 (現 K D A 監査法人) 代表社員(現任) 平成17年7月 当社監査役(現任)	(注)1、5	-
監査役	-	加藤 清和	昭和38年11月15日生	平成2年10月 司法試験合格 平成5年4月 弁護士登録(第45期) 梅田総合法律事務所入所 平成11年1月 梅田総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 平成16年4月 関西大学大学院法務研究科 (法科大学院)非常勤講師 平成20年3月 同大学非常勤講師退任 平成25年7月 当社監査役(現任)	(注)1、5	-
計						927,500

- (注) 1 . 監査役川口 義信および加藤 清和は、社外監査役であります。
2 . 取締役小西 敏夫は、社外取締役であります。
3 . 平成27年7月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4 . 平成24年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5 . 平成25年7月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6. 当社では、平成19年7月26日より、取締役の意思決定機能と業務執行者による業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な経営を行うとともに、コーポレートガバナンスを始めとする内部統制機能を充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入いたしました。

なお、執行役員は取締役執行役員を含め5名で構成されております。

取締役執行役員 経理財務本部長	茶谷 喜晴
取締役執行役員 第一営業本部長	岡田 俊哉
取締役執行役員 第二営業本部長	有馬 知英
取締役執行役員 第三営業本部長	小林 健教
執行役員 総務本部長	森永 博幸

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループ（当社および子会社）は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」を挙げております。

経営理念において、「柔軟で透明度の高い公正な経営」を掲げ、取締役会および監査役会が効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取り組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社グループに属する全ての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

2. 企業統治の体制および内部統制システムの整備の状況等

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会を設置し、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けております。

取締役会の構成員は、平成27年7月29日開催の「第27期 定時株主総会」の終結の時をもって、女性取締役1名が任期満了に伴い退任したことから、男性のみで構成された社外取締役1名を含む6名体制となっており、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名を加えた3名体制としております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うと共に、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むと共に、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

また監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加するほか、常勤監査役は執行役員会等の業務執行に関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

なお、当社は平成19年7月26日より執行役員制度を導入いたしました。当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「指名委員会等設置会社」ではございませんので、指名委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みが有効であると考えていることによるものであります。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、会社から独立した立場での意見の表明と経営の監視等を客観的に行うため、豊富な経験と専門知識に培われた弁護士や公認会計士を始めとする独立役員たる社外監査役2名を選任しております。

当該体制を採用することにより、社外の豊富な見識を取り入れることで、取締役の業務執行の監視を行うと共に、監査役監査を定期的実施することで経営監視の機能面においても十分にその機能を発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。

また、企業統治体制の整備と強化を図るべく、平成26年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任し、引き続き平成27年7月29日開催の「第27期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

今後も、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、平成18年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。

また、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を決定致し、平成27年6月26日開催の取締役会にて、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切な対策に当たらせるよう努めております。

1. 職務執行の基本方針

当社グループは、次に掲げる方針に基づき、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、「法令と社会倫理の遵守」を企業活動を行う基本とする事を徹底する。

・基本方針・

経営ビジョン

私たちは、お客様に快適に幅広くサービスを提供できる「情報通信商社」として社会に貢献する。

・経営理念・

「柔軟で透明度の高い公正な経営」の実践

「ベストプライスとベストサービス」の実行

・社員行動指針・

日本テレホングループは、経営ビジョンのもと、経営理念に従い、従業員の生活向上を目指し行動する。

日本テレホングループは、情報通信関連分野において人々に喜ばれる商品・サービスを提供し、法と規則を守り、社会に貢献することを目的とする。

当社グループは、これら「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」のもと、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行いその改善と充実を図る。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守するとともに、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置すると共に、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行なう体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

6. 当社および子会社からなる企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが掲げる「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に基づく「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うと共に、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整え、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保すると共に、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。

監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

9. 子会社の役員および使用人が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備すると共に、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役並びに監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、平成27年7月29日開催の「第27期 定時株主総会」の終結の時をもって、女性取締役1名が任期満了に伴い退任したことから、男性のみで構成された6名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うと共に、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることで事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員で構成される執行役員会議を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、各取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

なお、当社といたしましては、現在男性取締役のみの取締役会構成となっており、リスク管理面や取締役会のダイバーシティー（多様性）確保の観点からも早急な対応が必要と認識しております。

今後、社内外を始めとした各方面より、当社のコーポレート・ガバナンス体制に合致した人材の確保に努めることで取締役会のダイバーシティーの確保を図ってまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を平成18年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行ない、すべての取締役、監査役および従業員が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役、従業員に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名、監査室員1名の2名体制となっております。

監査室は、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員を配し、取締役会への出席および直営店への臨店のほか、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、仰星監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

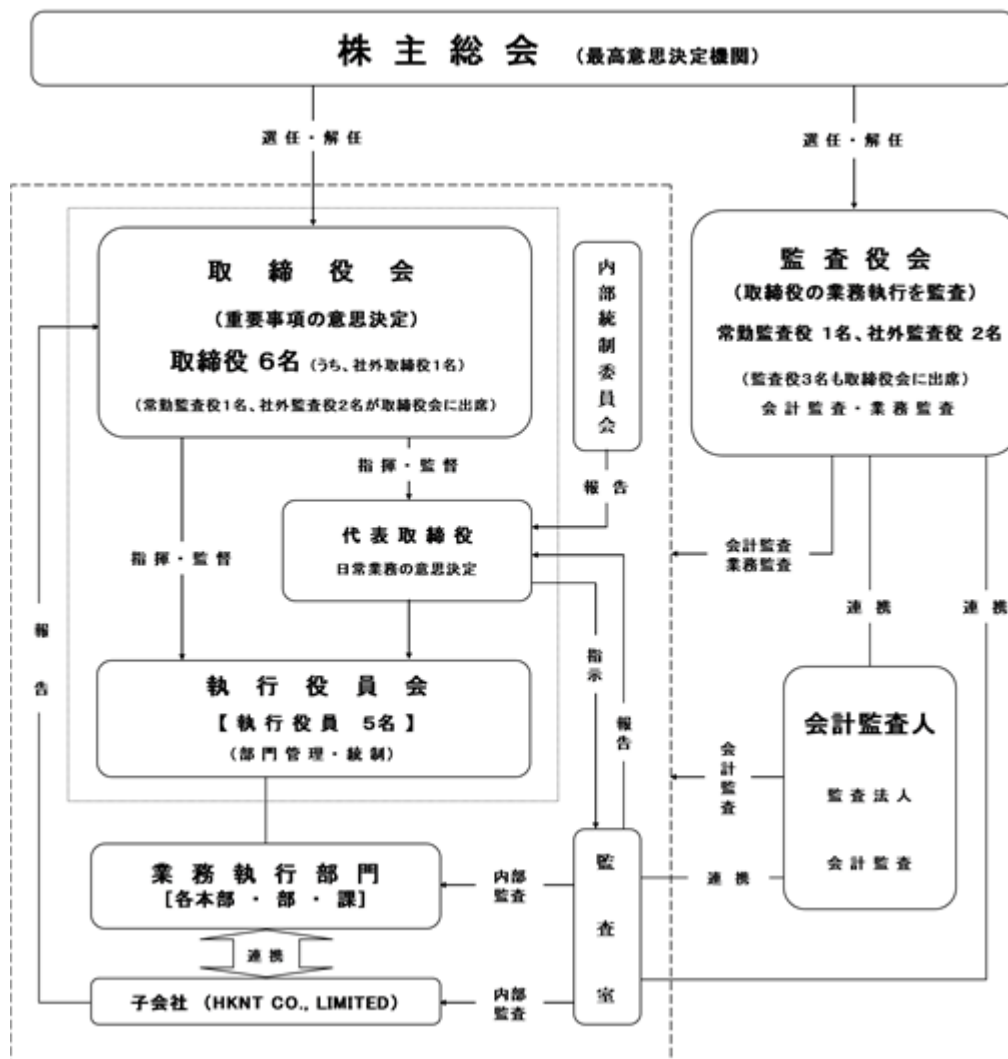
なお、業務を執行した公認会計士の氏名等および業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	監査業務にかかる補助者の構成
代表社員 業務執行社員 新田 泰生	仰 星 監 査 法 人	公認会計士 4名 その他 2名
業務執行社員 洪 誠 悟		

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図

(平成27年7月30日現在)



役員報酬の内容等

イ. 当事業年度の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	対象となる役員の員数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	56,565千円	56,565千円	4名
監査役 (社外監査役を除く)	9,480千円	9,480千円	1名
社外役員	4,882千円	4,882千円	3名

(注) 取締役の報酬等の総額および基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 提出会社の役員毎の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員報酬の決定方針等

当社は、取締役および監査役の報酬について、決定プロセスの透明性と金額の妥当性の確保のため、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、取締役会および監査役会がこれを決定しております。

また、各取締役への報酬額につきましては、代表取締役が業績状況や取締役の報酬水準等を勘案して決定を行い、各監査役への報酬額は、監査役の協議により決定しております。

3. 社外取締役および社外監査役

会社と会社の社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要

当社におきましては、社外監査役2名を選任しております。

当社では、平成26年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

社外監査役2名につきましては、それぞれ公認会計士および弁護士としての専門性と経験が豊富であり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であると共に、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことから独立役員として指定しております。

また、平成26年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任し、引き続き平成27年7月29日開催の「第27期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

社外監査役 川口 義信氏は、川口義信事務所所長（現任）、K D A 監査法人代表社員（現任）に就任されており、社外監査役 加藤 清和氏は、梅田総合法律事務所パートナー（現任）に就任されております。

また、社外取締役 小西 敏夫氏は、総合商社である伊藤忠商事株式会社に入社され同社取締役を経た後、伊藤忠商事株式会社理事（現任）、公益財団法人 伊藤忠記念財団評議員（現任）に就任されておりますが、当社と社外取締役および社外監査役との間において、人的関係、資本的关系または取引関係、その他利害関係は一切ありません。

社外取締役および社外監査役の機能・役割等

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による3名体制としており、監査役3名は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加するほか、常勤監査役1名は執行役員会などの業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっているほか、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見および情報についての報告を求め、一方、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することで、内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、監査結果に対する報告を随時求め、必要に応じ調査を求めることが出来る体制を整えております。

当社は、この様に会社から独立した立場での意見表明と経営の監視等を客観的に行うために、社外の弁護士や公認会計士を始めとする豊富な経験と専門知識に培われた独立役員たる社外監査役2名を選任することで、社外の見識を取り入れ業務執行の監視と監査役監査の実施により、経営監視の機能面において、その機能が十分に発揮するものと考えから当該体制を採用しておりますが、更なる企業統治体制の整備と強化を図るべく、平成26年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を新たに選任し、引き続き平成27年7月29日開催の「第27期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

今後、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものと考えております。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針、並びに法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役、および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に係る情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行なわれる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および従業員がこれを周知し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に教育研修を平成27年2月から3月にかけて実施し、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施してまいりました。

一方、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施すると共に、社外役員である独立取締役および独立監査役の選任に際し、選定の基準となる「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

5. 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）1名とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定により責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社と監査役3名とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定により責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

8. 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするためであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするためであります。

9. 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

10. 株式保有の状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	15,000	-	17,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	15,000	-	17,400	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)の財務諸表について仰星監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成27年4月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	224,002
売掛金	524,718
商品	344,949
貯蔵品	1,382
前払費用	27,428
未収入金	66,339
その他	726
流動資産合計	1,189,547
固定資産	
有形固定資産	
建物	225,198
減価償却累計額	128,059
建物(純額)	97,138
工具、器具及び備品	182,813
減価償却累計額	160,553
工具、器具及び備品(純額)	22,259
リース資産	13,681
減価償却累計額	7,403
リース資産(純額)	6,278
有形固定資産合計	125,677
無形固定資産	12,261
投資その他の資産	
破産更生債権等	51,094
長期前払費用	5,779
差入保証金	365,782
その他	422
貸倒引当金	51,094
投資その他の資産合計	371,984
固定資産合計	509,923
繰延資産	
社債発行費	1,995
繰延資産合計	1,995
資産合計	1,701,467

(単位：千円)

当連結会計年度
 (平成27年4月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	319,830
1年内償還予定の社債	20,000
1年内返済予定の長期借入金	65,829
リース債務	3,052
未払金	169,733
未払費用	38,815
預り金	51,733
賞与引当金	17,436
短期解約返戻引当金	12,770
その他	3,193
流動負債合計	702,394
固定負債	
社債	70,000
長期借入金	70,000
リース債務	6,431
繰延税金負債	5,283
退職給付に係る負債	36,021
資産除去債務	30,432
その他	3,970
固定負債合計	222,140
負債合計	924,534
純資産の部	
株主資本	
資本金	634,728
資本剰余金	304,925
利益剰余金	163,045
株主資本合計	776,608
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	323
その他の包括利益累計額合計	323
純資産合計	776,932
負債純資産合計	1,701,467

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
売上高	7,412,028
売上原価	5,760,753
売上総利益	1,651,274
販売費及び一般管理費	1,173,549
営業損失()	86,274
営業外収益	
受取利息	29
営業支援金収入	6,348
預り金精算益	4,105
その他	1,577
営業外収益合計	12,061
営業外費用	
支払利息	2,629
社債利息	195
為替差損	10,014
その他	1,957
営業外費用合計	14,796
経常損失()	89,009
特別利益	
店舗譲渡益	3,794
特別利益合計	3,794
特別損失	
固定資産除却損	2,958
賃貸借契約解約損	3,236
減損損失	37,224
貸倒引当金繰入額	48,622
特別損失合計	60,042
税金等調整前当期純損失()	145,256
法人税、住民税及び事業税	3,673
法人税等調整額	1,019
法人税等合計	4,692
少数株主損益調整前当期純損失()	149,949
当期純損失()	149,949

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	149,949
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	323
その他の包括利益合計	323
包括利益	149,625
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	149,625
少数株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	634,728	304,925	13,096	926,557
当期変動額				
当期純損失（ ）			149,949	149,949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	149,949	149,949
当期末残高	634,728	304,925	163,045	776,608

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	-	-	926,557
当期変動額			
当期純損失（ ）			149,949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	323	323	323
当期変動額合計	323	323	149,625
当期末残高	323	323	776,932

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	145,256
減価償却費	36,791
減損損失	7,224
為替差損益(は益)	252
店舗譲渡損益(は益)	3,794
賞与引当金の増減額(は減少)	2,948
短期解約返戻引当金の増減額(は減少)	2,804
貸倒引当金の増減額(は減少)	48,622
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,671
受取利息及び受取配当金	29
支払利息及び社債利息	2,824
固定資産除却損	958
売上債権の増減額(は増加)	62,932
たな卸資産の増減額(は増加)	67,893
仕入債務の増減額(は減少)	79,138
その他	71,029
小計	47,758
利息及び配当金の受取額	29
利息の支払額	2,626
法人税等の支払額	23,719
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,075
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	27,192
店舗譲渡による収入	4,844
差入保証金の差入による支出	21,810
差入保証金の回収による収入	52,345
資産除去債務の履行による支出	2,258
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,928
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	55,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	60,004
社債の発行による収入	97,559
社債の償還による支出	10,000
リース債務の返済による支出	2,239
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,316
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,856
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,026
現金及び現金同等物の期首残高	219,975
現金及び現金同等物の期末残高	224,002

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名

HKNT CO., LIMITED

当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 HKNT CO., LIMITEDの決算日は、1月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、2月1日から連結決算日4月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用電話加入権については、総平均法による原価法、中古携帯機器については、主として個別法による原価法（いずれも、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	14年
工具、器具及び備品	3年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては定額法（5年）、商標権については、定額法（10年）を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

短期解約返戻引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
給与手当	516,460千円
地代家賃	234,018千円
販売促進費	374,756千円
賞与引当金繰入額	17,436千円
退職給付費用	11,064千円

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
工具、器具及び備品	639千円
建物	319千円

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
関西圏 2店舗	情報通信ショップおよび 専門ショップ	建物および長期前払費用
大阪本社	遊休資産	電話加入権

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

情報通信ショップおよび専門ショップにつきましては、退店の意思決定をしたことにより、当該店舗に係わる固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,383千円を減損損失に計上しております。当社グループが所有する電話加入権のうち使用休止となっているものがあり、これらは今後長期間にわたり使用が見込めないため、当該電話加入権について、市場価格等に基づく売却可能価額をその回収可能価額とし、帳簿価額5,584千円のうち、4,840千円を減損損失に計上しております。

なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	1,970千円
長期前払費用	413千円
電話加入権	4,840千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額		323千円
その他の包括利益合計		323

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	3,409,000	-	-	3,409,000
合計	3,409,000	-	-	3,409,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
現金及び預金勘定		224,002千円
預入期間が3か月を超える定期預金		-
現金及び現金同等物		224,002千円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗及び事務所のデジタル複合機並びにPOSシステム(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

人事給与システム(ソフトウェア)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は全て短期間の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

借入金には運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、全て固定金利で調達している為、市場リスクに晒されておられません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（平成27年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	224,002	224,002	-
(2) 売掛金	524,718	524,718	-
(3) 未収入金	66,339	66,339	-
(4) 差入保証金	365,782	365,693	88
資産計	1,180,842	1,180,753	88
(1) 買掛金	319,830	319,830	-
(2) 未払金	169,733	169,733	-
(3) 預り金	51,733	51,733	-
(4) 社債(*1)	90,000	86,354	3,645
(5) 長期借入金(*2)	135,829	134,796	1,032
負債計	767,126	762,448	4,677

(*1)社債には、1年内償還予定の社債20,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(*2)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金65,829千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については契約先毎にその将来のキャッシュ・フローを国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 当連結会計年度(平成27年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	224,002	-	-	-
売掛金	524,718	-	-	-
未収入金	66,339	-	-	-
合計	815,060	-	-	-

(注) 差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

3. 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 当連結会計年度(平成27年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	-
長期借入金	65,829	20,000	20,000	20,000	10,000	-
合計	85,829	40,000	40,000	40,000	20,000	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上していません。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
退職給付債務の期首残高	38,693千円
退職給付費用	4,737
退職給付の支払額	7,408
退職給付債務の期末残高	36,021

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (平成27年 4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	36,021千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,021
退職給付に係る負債	36,021
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,021

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度4,737 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,327千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年4月30日)
繰延税金資産(流動)	
未払事業税	430千円
賞与引当金	5,754千円
たな卸資産	1,911千円
未払費用	1,371千円
短期解約返戻引当金	4,214千円
その他	11千円
小計	13,693千円
評価性引当額	13,693千円
計	-千円
繰延税金資産(固定)	
貸倒引当金	16,452千円
退職給付に係る負債	11,599千円
固定資産	6,907千円
資産除去債務	9,799千円
繰越欠損金	189,956千円
小計	234,715千円
評価性引当額	234,715千円
計	-千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
資産除去債務	5,283千円
繰延税金負債合計	5,283千円
繰延税金負債純額	5,283千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成28年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率の変更により、繰延税金負債が631千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

販売店舗用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.751%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	25,869千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,002
時の経過による調整額	392
資産除去債務の履行による減少額	2,831
期末残高	30,432

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

当社グループは、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	移動体通信 関連事業	固定通信 関連事業	リユース 事業	その他の 事業	合計
外部顧客への 売上高	5,552,162	159,206	1,464,704	235,955	7,412,028

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	香港	その他	合計
6,481,800	893,659	36,568	7,412,028

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
テレコムサービス株式会社	2,222,998	情報通信関連
アイ・ティー・エックス株式会社	1,885,845	情報通信関連
株式会社ダイヤモンドテレコム	1,023,959	情報通信関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

当社グループは、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成26年 5 月 1 日 至 平成27年 4 月30日)
1 株当たり純資産額	227.91円
1 株当たり当期純損失金額 ()	43.99円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	- 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年 5 月 1 日 至 平成27年 4 月30日)
当期純損失金額 () (千円)	149,949
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額 () (千円)	149,949
期中平均株式数 (株)	3,409,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
日本テレホン(株)	第9回無担保社債	平成年月日 26.10.31	-	90,000 (20,000)	0.39	なし	平成年月日 31.10.31
合計	-	-	-	90,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	20,000	20,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	55,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	50,004	65,829	1.247	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,239	3,052	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	45,829	70,000	1.870	平成28年～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,418	6,431	-	平成28年～平成32年
合計	156,490	145,312	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,000	20,000	20,000	10,000
リース債務	2,256	1,647	1,213	1,213

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	5,577,623	7,412,028
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額()(千円)	-	-	120,033	145,256
四半期(当期)純損失金額 ()(千円)	-	-	123,883	149,949
1株当たり四半期(当期)純 損失金額()(円)	-	-	36.34	43.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	-	-	12.40	7.65

(注)当第3四半期連結累計期間から連結財務諸表を作成しているため、第1四半期および第2四半期の数値については記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	219,975	224,680
売掛金	461,267	509,645
商品	396,519	263,432
貯蔵品	15,340	1,382
前払費用	29,540	26,752
関係会社短期貸付金	-	101,150
未収入金	46,572	66,339
その他	0	774
流動資産合計	1,169,216	1,194,158
固定資産		
有形固定資産		
建物	212,486	225,198
減価償却累計額	121,137	128,059
建物(純額)	91,349	97,138
工具、器具及び備品	180,537	182,813
減価償却累計額	157,486	160,553
工具、器具及び備品(純額)	23,051	22,259
リース資産	10,657	13,681
減価償却累計額	5,271	7,403
リース資産(純額)	5,386	6,278
有形固定資産合計	119,786	125,677
無形固定資産		
商標権	141	30
ソフトウェア	8,818	3,700
リース資産	-	2,592
電話加入権	11,664	5,939
無形固定資産合計	20,623	12,261
投資その他の資産		
関係会社株式	-	16,204
出資金	210	180
破産更生債権等	2,471	51,094
長期前払費用	7,614	5,779
差入保証金	405,113	365,782
保険積立金	242	242
貸倒引当金	2,471	51,094
投資その他の資産合計	413,180	388,189
固定資産合計	553,591	526,127
繰延資産		
社債発行費	-	1,995
繰延資産合計	-	1,995
資産合計	1,722,807	1,722,282

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,691	320,271
短期借入金	55,000	-
1年内償還予定の社債	-	20,000
1年内返済予定の長期借入金	50,004	65,829
リース債務	2,239	3,052
未払金	164,194	169,587
未払費用	37,925	37,243
未払法人税等	21,915	-
未払消費税等	5,060	-
前受金	9	77
預り金	63,085	51,733
前受収益	1,154	3,115
賞与引当金	20,385	17,436
短期解約返戻引当金	15,574	12,770
流動負債合計	677,238	701,117
固定負債		
社債	-	70,000
長期借入金	45,829	70,000
リース債務	3,418	6,431
繰延税金負債	4,264	5,283
退職給付引当金	38,693	36,021
資産除去債務	25,869	30,432
長期前受収益	-	3,032
その他	938	938
固定負債合計	119,011	222,140
負債合計	796,249	923,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	634,728	634,728
資本剰余金		
資本準備金	304,925	304,925
資本剰余金合計	304,925	304,925
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	434,723	562,256
利益剰余金合計	13,096	140,629
株主資本合計	926,557	799,025
純資産合計	926,557	799,025
負債純資産合計	1,722,807	1,722,282

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
売上高		
商品売上高	3,813,807	4,338,754
受取手数料	3,839,331	3,081,053
売上高合計	7,653,139	7,419,807
売上原価		
期首販売用電話加入権及び商品たな卸高	196,094	396,519
当期販売用電話加入権及び商品仕入高	5,783,016	5,603,894
合計	5,979,110	6,000,414
他勘定振替高	1,363	15,267
期末販売用電話加入権及び商品たな卸高	396,519	263,432
差引売上原価	5,581,228	5,721,713
その他の原価	33,638	36,375
売上原価合計	5,614,866	5,758,089
売上総利益	2,038,272	1,661,718
販売費及び一般管理費		
販売手数料	173	35
電話加入権販売名義変更手数料	2,267	204
役員報酬	70,950	70,927
給与手当	535,418	516,460
賞与引当金繰入額	20,385	17,436
退職給付費用	13,756	11,064
法定福利費	84,962	83,693
雑給	92,892	85,343
広告宣伝費	18,678	13,315
地代家賃	283,179	234,018
リース料	9,322	11,027
旅費及び交通費	34,958	39,952
通信費	45,462	45,705
販売促進費	489,959	374,756
減価償却費	35,917	34,847
その他	168,860	190,024
販売費及び一般管理費合計	1,907,146	1,728,814
営業利益又は営業損失()	131,125	67,096
営業外収益		
受取利息	18	29
貸付金利息	-	1,374
営業支援金収入	13,902	6,348
預り金精算益	456	4,105
その他	2,004	1,577
営業外収益合計	16,381	13,436

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
営業外費用		
支払利息	1,471	3,189
社債利息	-	195
社債発行費償却	-	263
為替差損	-	7,721
その他	629	1,562
営業外費用合計	2,100	12,932
経常利益又は経常損失()	145,406	66,592
特別利益		
店舗譲渡益	800	3,794
特別利益合計	800	3,794
特別損失		
固定資産除却損	721	958
賃貸借契約解約損	18	3,236
減損損失	4,488	7,224
貸倒引当金繰入額	-	48,622
特別損失合計	5,228	60,042
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	140,978	122,840
法人税、住民税及び事業税	17,504	3,673
法人税等調整額	350	1,019
法人税等合計	17,154	4,692
当期純利益又は当期純損失()	123,824	127,532

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	558,547	136,920	802,733	802,733
当期変動額									
当期純損失（ ）						123,824	123,824	123,824	123,824
当期変動額合計	-	-	-	-	-	123,824	123,824	123,824	123,824
当期末残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	434,723	13,096	926,557	926,557

当事業年度（自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	434,723	13,096	926,557	926,557
当期変動額									
当期純損失（ ）						127,532	127,532	127,532	127,532
当期変動額合計	-	-	-	-	-	127,532	127,532	127,532	127,532
当期末残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	562,256	140,629	799,025	799,025

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品

商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用電話加入権については、総平均法による原価法、中古携帯機器については、個別法による原価法（いずれも、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	14年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては定額法（5年）、商標権については定額法（10年）を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 短期解約返戻引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)	当事業年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月30日)
販売費及び一般管理費 (消耗品費等)	1,363千円	15,267千円

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は16,204千円、前事業年度の貸借対照表計上額は - 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	2,459千円	430千円
賞与引当金	7,257千円	5,754千円
たな卸資産	847千円	1,899千円
未払費用	1,777千円	1,371千円
短期解約返戻引当金	5,544千円	4,214千円
その他	-千円	11千円
小計	17,885千円	13,681千円
評価性引当額	17,885千円	13,681千円
計	-千円	-千円
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	879千円	16,452千円
退職給付引当金	13,774千円	11,599千円
固定資産	7,875千円	6,931千円
資産除去債務	9,209千円	9,799千円
繰越欠損金	175,992千円	186,906千円
小計	207,732千円	231,689千円
評価性引当額	207,732千円	231,689千円
計	-千円	-千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務	4,264千円	5,283千円
繰延税金負債合計	4,264千円	5,283千円
繰延税金負債純額	4,264千円	5,283千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
法定実効税率	38.0%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	-
住民税均等割等	2.8%	-
税務上の繰越欠損金の利用	35.8%	-
評価性引当金	7.1%	-
税率変更による影響額	0.0%	-
その他	0.1%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.2%	-

(注) 当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成28年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率の変更により、繰延税金負債が631千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	212,486	22,773	10,062 (1,970)	225,198	128,059	14,483	97,138
工具、器具及び備品	180,537	10,516	8,240	182,813	160,553	10,483	22,259
リース資産	10,657	3,024	-	13,681	7,403	2,131	6,278
有形固定資産計	403,682	36,313	18,302 (1,970)	421,693	296,016	27,097	125,677
無形固定資産							
商標権	1,165	-	-	1,165	1,134	110	30
ソフトウェア	96,307	-	-	96,307	92,607	5,118	3,700
リース資産	-	2,592	-	2,592	-	-	2,592
電話加入権	11,664	-	5,724 (4,840)	5,939	-	-	5,939
無形固定資産計	109,137	2,592	5,724 (4,840)	106,004	93,742	5,229	12,261
長期前払費用	81,555	3,116	884 (413)	83,787	78,008	4,464	5,779
繰延資産							
社債発行費	-	2,259	-	2,259	263	263	1,995
繰延資産計	-	2,259	-	2,259	263	263	1,995

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	ソフトバンク住之江の移転改装	(取得)	10,339
	増加額(千円)	ソフトバンク田無の移転改装	(取得)	7,690
	増加額(千円)	ワイモバイル住之江の移転改装	(取得)	2,289
リース資産	増加額(千円)	人事給与システムの取得	(取得)	5,616
電話加入権	減少額(千円)	遊休回線の減損	(減損)	4,840

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,471	48,622	-	-	51,094
賞与引当金	20,385	17,436	20,385	-	17,436
短期解約返戻引当金	15,574	12,770	15,574	-	12,770

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.n-tel.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元株未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第26期）（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）平成26年7月30日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

平成26年7月30日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書および確認書

第27期第1四半期（自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日）平成26年9月12日近畿財務局長に提出。

第27期第2四半期（自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日）平成26年12月12日近畿財務局長に提出。

第27期第3四半期（自 平成26年11月1日 至 平成27年1月31日）平成27年3月16日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成26年7月31日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年11月28日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号および第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年7月29日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 新 田 泰 生 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 洪 誠 悟 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社及び連結子会社の平成27年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本テレホン株式会社の平成27年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本テレホン株式会社が平成27年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月29日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 新 田 泰 生 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 洪 誠 悟 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社の平成27年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。